

令和2年西予市決算審査特別委員会（厚生分科会）会議録

- 1. 開催日時 令和2年9月25日
- 1. 開催場所 西予市議会全員協議会室
- 1. 開 会 令和2年9月25日  
午前 8時54分
- 1. 閉 会 令和2年9月25日  
午後 5時37分
- 1. 出席委員  
分科会長 二宮 一朗  
副分科会長 和気 数男  
委員 佐藤 恒夫  
委員 山本 英明  
委員 中村 敬治
- 1. 欠席委員  
なし
- 1. 説明員

生活福祉部長

- 兼福祉事務所長 藤井 兼人
- 医療介護部長 山岡 薫彦
- 市民課長 松本 豊和
- 税務課長 濱田 直浩
- 人権啓発課長 山下 一彦
- 環境衛生課長 兵頭 章夫
- 健康づくり推進課長 沖村 智
- 福祉課長 池田いずみ
- 子育て支援課長 松田 禎子
- 長寿介護課長 宇都宮積矢
- 西予市民病院事務長 大塚 進二
- 野村病院事務長 松末 博
- つくし苑事務長 岩本 博文
- 城川支所生活福祉課長 佐藤 茂輝
- 三瓶支所生活福祉課長 兵頭 俊也
- 市民課長補佐 榊田寿美子
- 市民課係長 二宮 国男
- 市民課係長 二宮 夕子
- 市民課係長 西村 由起
- 人権啓発課長補佐 森本 裕恵
- 人権啓発課主事 兵頭 央
- 環境衛生課長補佐 大塚 義導
- 環境衛生課係長 三好 進祐
- 健康づくり推進課長補佐 井上 理恵
- 健康づくり推進課保健師長 宇都宮弥生
- 健康づくり推進課係長 土居 靖史
- 健康づくり推進課担当係長 山下 弘子

- 福祉課長補佐 大野本 敦
- 福祉課係長 竹内 奈美
- 福祉課係長 梶原 健司
- 子育て支援課長補佐 宇都宮 博
- 子育て支援課係長 清家 亮
- 子育て支援課主査 山下 元紀
- 長寿介護課保健師長 佐々木靖子
- 長寿介護課係長 柴田 直樹
- 長寿介護課係長 野本 伸治
- 医療対策室長 亀岡 敦志
- 西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男
- 西予市民病院事務局係長 稲葉 和司
- 野村病院事務長補佐 富永 一彦
- 野村病院事務局係長 西森 潤
- つくし苑事務長補佐 垣内 千幸

1. 出席議会事務局職員

議事係長 三好 祐介

1. 会議に付した事件

- 認定第 1号 令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11号 令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第 12号 令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時54分

**○和気副分科会長**

開会宣言を行うとともに、分科会長に挨拶を促す。

**○二宮分科会長**

挨拶を行う。

**○和気副分科会長**

以降の進行を分科会長に委ねる。

**【生活福祉部】**

**【市民課】**

**○二宮分科会長**

これより本日の会議を開きます。

最初に、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

**○松本市民課長**

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の市民課所管分について、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のあった事務事業についてご説明をさせていただきます。

まず、成果報告書125ページ、マイナンバーカード交付事業をご覧ください。

マイナンバーカード交付事業は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、通知カード、マイナンバーカード及び電子証明書等を交付するものであります。

事業の内容でございますが、通知カード及び交付申請書データの作成を行います。マイナンバーカードの交付申請等の手続を行い、作成に当たっては地方公共団体情報システム機構に委託しております。マイナンバーカードの交付では、暗証番号の設定を行っております。また、マイナンバーカードに格納されている公的個人認証の更新も行ってまいります。

続きまして、実績評価についてですが、平成30年度の交付枚数は約780枚でありましたが、令和元年度の交付枚数は約1,080枚と300枚程度増加しております。増加の背景には令和2年7月から運用が開始されているマイナポイント制度や令和3年3月から健康保険証との連携が開始される見込みなど、マイナンバーカードを利用した事業が

順次開始されることが要因と考えられます。

今後も引き続き、マイナンバーカードの交付枚数の増加に向けて、周知広報を図ってまいります。

以上で、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○二宮分科会長**

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

**○山本委員**

今の説明でマイナポイントとか、令和3年3月から予定されておる健康保険証との連携とかいうような説明もあったんですけども、国の動きとも大いに関係があると思うんですけども、これらの動きの他に何か、運転免許証と一体になろうかといううわさも出ておりますけれども、他に表立った動きといたしますか、このようになるだろうというような予測というか、国からのお知らせというようなものはないですか。

**○松本市民課長**

国からまだ具体的な話はありません。

**○山本委員**

こんなこと聞いたらいけんのかもしれないんですが、西予市職員の皆様方も非常に推奨されておりますので、西予市職員の方々の取得率というのはどのぐらいあるんでしょうか。

**○松本市民課長**

総務課で周知して私は情報を得ておりませんが、ほぼ職員の方は全て取得されておると新規採用職員についても、全て市へ照会してますので、ほぼ全員と考えられます。

**○山本委員**

非常にいい取得率だというふうなことで、大きな動きも順調になっておるんだろうと思うんですけども、不用額38万5000円、具体的にはどのようなところなんでしょうか。

**○松本市民課長**

臨時職員の欠勤した分の不用額となっております。

**○山本委員**

欠勤した分ということをもうちよっとわかりやすく教えてもらえたらありがたいんですが。

### ○松本市民課長

職員ですけど家庭の事情で子どもがいたりするので急遽休まれたというのがやっぱ多いので、その分で欠勤されたときに不用となりました。

### ○山本委員

私もマイナンバーカード最初のほうに持たせてもらったんですけど、有効期限があると思うんですけどその辺の周知とかその方法の徹底とか今からもっともっと市民の方に広報・啓発をしていくというようなことだったので、その具体的な方策等教えていただけたらと思います。

### ○松本市民課長

山本委員が言われたように、マイナンバーカードは有効期限が10年、中に含まれている電子証明書は5年となっております。交付する場合には必ず10年、電子証明書は5年というのを伝えております。あと10年と5年経ったときには各個人宛に通知が来ますので、それをもってまた更新という作業になります。広報とかホームページにより広報周知したいと考えております。

### ○二宮分科会長

他にございませんか。

### ○佐藤委員

今、広報とかあたりで周知徹底をして、増加するように努めるということでありましたが、せっかく国からの支援策ということでマイナポイントがテレビでもコマーシャルをしているわけですので、例えば市民課にいらっしゃった方、住民票を取りに来たとかそういう方に対しての説明的なものというのはなされているのかどうかお聞きいたします。

### ○松本市民課長

マイナポイントについては周知というところでは来られた方にはやってないところが多いんですけど、マイナポイントの関係でかなり登録する方が多いので、日々かなり件数が来ております。今後窓口でも周知したいと考えております。

### ○佐藤委員

私も非常にどうしたらいいかなとかというふうに感じる場所があるんです。例えばPay Payあたりで登録すると25%還元されるとかというふうなことなんですけど、例えば窓口でマイナンバーカードを申請に来られたときに、そういうふうなことというのも説明はなされておるんでしょうかね。

### ○松本市民課長

パンフレットがありますのでそれで周知しております。ただポイント還元ということになるとかなりの業者がありますのでどこがいいというのまではお知らせはしておりません。

### ○二宮分科会長

他にございませんか。

### ○中村委員

このマイナンバーカードは、以前こちらに総務省から来られておった大平部長のときに始まったわけですけども、部長が当時から言われておったのは日本一の取得率を目指すということ強く申されておったわけですが、その割には交付率23.26%というのは高いのか、低いのか。これはちょっと微妙な数字だなと思うわけですけども、先ほど回答がございましたが、市職員への交付率はほぼ100%に近いのではなかろうかという話ですけども、さらに取得率を上げるために、市職員の家族の方などについても、しっかり調査をしていただいて、その実態を把握した上で取得をしていただくように推進していただくのがやはり皆さんに取得率向上というおる以上、大事なことではないかと思っておりますので、要望として言わせていただきます。

### ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

貴重なご意見ありがとうございます。

家族の取得率についてもまずは職員が100%になるように取り組みました。ほぼ、もう99%ぐらいにはなってるんですが、そのあと次に広げるといって中村委員が言われたように、家族の取得も職員にお願いをして取り組んでいるところがございます。なかなか家族のほうが進んでないような状況であるんですが、この推進に関しては、昔でいうと私が課長しておりました総合政策課が推進の役割をして、市民課では交付、そこでもPRしていただくということで、それぞれ役割分担を持ちながら連携しながら推進しております。今は組織機構の変更もあって、情報推進室で推進をやっていただいております、そちらと連携しながら日本一ということ掲げておりますので、今進めております。とりあえず、愛媛県内でいえば交付率は1番でございます四国でも1番じゃなかったかな。全国では過去であれば17番ぐらいまでにもいたんですが、今70番ぐらいまで下がっているようでございますので、これについてもぜひ

今後も推進していきたいと思っております。議員の皆様にもよろしくご協力いただけたらと思っております。

### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結したいと思います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」市民課所管分を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

引き続き、認定第4号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」松本課長の説明を求めます。

### ○松本市民課長

認定第4号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、ご説明させていただきます。

成果報告書129ページをご覧ください。事業勘定よりご説明させていただきます。

財政状況、決算規模と決算収支でございますが、決算収支ですが、歳入が53億2323万1000円、歳出で51億1370万5000円となり、差し引き額は2億952万6000円となっております。

歳入歳出決算の状況でございます。科目により主なものを抜粋してご説明申し上げます。歳入からご説明させていただきます。

1. 国民健康保険税は8億4727万2000円で前年度より660万6000円の減額となっております。被保険者数の減少が主な原因でございます。4. 国庫支出金は101万2000円で前年度より482万9000円の減額となっております。災害臨時特例補助金が県支出金となったことが原因でございます。5. 県支出金は38億3071万2000円で前年度より3519万9000円の増額となっております。保険給付費の増額に伴う交付金の増額が原因でございます。7. 繰入金は4億7722万円で前年度より177万2000円の減額となっております。被保険者減少に伴う保険基盤安定繰入金の減少が主な原因でございます。

歳入決算額は53億2323万1000円で、前年対比で8471万1000円の増額となっております。

ここで、収入未済額についてご説明申し上げます。特別会計決算書42ページと43ページをご覧ください。

9款諸収入、3項貸付金元利収入、1目高額療養費貸付金収入、収入未済額28万8024円、高額療養費貸付制度による医療機関への分納中のためであります。次に、9款諸収入、4項雑入、2目一般被保険者第三者納付金、収入未済額31万10円です。交通事故などによる連合会への分納中のためのものであります。

次に、特別会計決算書44ページと45ページをご覧ください。

9款諸収入、4項雑入、4目一般被保険者返納金、収入未済額13万176円、社会保険加入者が国保等を利用した場合で督促はしておりますが、未回収となっているものでございます。9款諸収入、4項雑入、7目特定健康診査返納金、収入未済額5,000円、特定健診を二度受診した形で現在分納中であります。

成果報告書129ページにお戻りください。続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。

1. 総務費は8491万9000円で前年度より36万円の増額となっております。人件費の増額が主な原因となっております。2. 保険給付費は37億2368万5000円で前年度より2515万2000円の増額となっております。高度医療化による薬剤単価が上がり、また国保加入者の内、高齢者の割合が増加したことにより、療養給付費が増加したのものでございます。3. 国民健康保険事業納付金10億7222万7000円で前年度より9462万5000円の減額となっております。令和元年度については前期高齢者交付金の精算分が反映されたことで減額となっております。5. 保健事業費は3788万5000円で前年度より401万円の減額となっております。主な原因は被保険者減少により、受診者減少によるものでございます。6. 基金積立金は1億4390万8000円で前年度より1億2290万8000円の増額となっております。前年度の繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。7. 諸支出金は5108万円で前年度より2707万7000円の減額となっております。主な原因は平成30年度から愛媛県で財政運営を行うことになったことにより前年度療養給付金等負担金返還金を市から直接返還す

ることがなくなったためであります。歳出決算額は51億1370万5000円で前年度対比2270万8000円の増額となっております。

歳入53億2323万1000円、歳出51億1370万5000円で歳入から歳出を差し引いた2億952万6000円が次年度への繰越金となります。

以上で、歳入歳出決算の状況についてのご説明とさせていただきます。

次に、保険税の収納状況ですが、収納率は現年度分の一般が96.85%、退職が98.46%、滞納繰越分の一般が50.46%、退職が5.81%になっております。今後も高い収納率を維持できるよう努力してまいります。

ここで、収入未済額及び不納欠損額について、ご説明を申し上げます。

特別会計決算書36ページと37ページをご覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、収入未済額5235万6056円、不納欠損額397万6873円、次に、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税、収入未済額16万7751円、不納欠損額62万5657円、収入未済額等は平成30年度におきましては、平成30年7月豪雨災害により、被害家屋の認定調査や罹災証明発行、災害における減免処理など災害関連事務を行ったことにより、通常の滞納整理事務が十分に行えなかったことですが、令和元年度におきましては、給与、預貯金、生命保険等の債権を中心とした差し押さえ等の滞納整理事務が例年どおり行えたことによるものです。不納欠損につきましては、地方税法に基づき処理を行った結果であります。

続きまして、成果報告書に戻りまして130ページをご覧ください。

西予市国民健康保険の概要から一部を抜粋してご説明させていただきます。

国民健康保険世帯数と被保険者数、令和元年度末現在ですが国保世帯、被保険者とも年々減少しております。年齢構成別では、60歳以上の被保険者数は6,438人で全体の約65%になります。

次に、131ページをご覧ください。

保険給付の状況、療養諸費額（療養給付費と療養費）ですが43億6452万9000円、療養諸費件数は19万728件となっております。前年との比較について、一般被保険者については70歳以上の入院及

び外来件数の増加により、療養所費額が1.0%増となっております。また、1人当たりの療養諸費についても4.8%増となっております。また、退職被保険者については制度廃止に伴う被保険者数の減少により、療養諸費額及び療養諸費件数ともいずれも減少しております。

続きまして、133ページをご覧ください。

事務事業名、特定健康診査等事業についてご説明させていただきます。

事業の内容ですが、特定保健指導を必要とする対象者、メタボリックシンドロームの該当者または予備軍を抽出するため、各地区での集団健診、医療機関での個別健診を行っております。特定保健指導の対象者が生活習慣で改善できるよう、保健師ら専門スタッフがサポートし、生活習慣病の予防、重症化予防を目的とし、個別相談、訪問等を実施いたしました。

事業評価ですが、令和元年度の特定健康診査受診率は36.4%と県内では高い受診率です。また、特定保健指導率も63.6%と高い数値となっております。

今後についてですが、発症予防、重症化予防に重点をおいた取り組みとして、未受診者対策、医療機関等の連携を図りながら、一人ひとりの状況に合った生活習慣病の改善に向けた指導等を継続して行っていくこととしております。

続きまして、134ページをご覧ください。

診療所施設勘定について、主な科目のみ抜粋してご説明申し上げます。診療所勘定の決算状況、西予市の国民健康保険直営診療所は令和2年3月31日現在で土居診療所、二及診療所、周末診療所の3カ所の診療所がございます。

診療状況ですが、過疎少子化の進展及び患者の市立病院と基幹病院への志向の高まりにより、診療件数、診療報酬は年々減少しております。診療状況ですが、1日当たりの診療件数は土居診療所21.9人、二及診療所26.8人、周末診療所29.6人となっております。

続きまして、135ページをご覧ください。

財政状況ですが、土居診療所からご説明いたします。

診療収入は3462万6000円で歳入決算額は4127万6000円になります。歳出決算額は5014万8000円で歳入歳出差引額はマイナス887万2000円であります。

続きまして、二及診療所についてご説明いたします。

診療収入は2869万4000円で歳入決算額は3033万円になります。歳出決算額は6634万5000円で歳入歳出差引額はマイナス3601万5000円であります。

続きまして、周木診療所についてご説明いたします。

診療収入は2662万6000円で歳入決算額は2775万8000円になります。歳出決算額は1678万円で歳入歳出差引額は1097万8000円であります。

最後に市民課の区分となりますが、これは各診療所における歳入歳出差引額をまとめた一般会計からの繰入金、普通会計繰入金3259万8000円となります。いわゆる赤字補填額となります。診療所勘定の合計は歳入歳出1億3327万7000円となります。

続きまして、136ページからの土居診療所運営事業他2件についての説明は省略させていただきます。

以上で、認定第4号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○二宮分科会長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○中村委員

今年は基金の積み立てが多かったんですけど、去年は少なく今年多いんですけど、要するにこういうコロナの状況が今後どういようように推移するやらさっぱりわからない状況の中で、現在の基金の積み立て状況と今後のこういう新型コロナウイルスの推移を予測することは難しい中で、基金の積み立て状況が適正かどうかというようなことについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

#### ○松本市民課長

新型コロナウイルスの関係ですが、現状では国保会計上は影響がございません。当然その減免とかした分に対しては国の補填がくるようになってますので、会計上は赤字になることはございません。基金についても、現在余裕があるときに積み立てておいて、結局今後の国・県への納付金等が毎年多分1億円ぐらい増額しておりますので、そ

れにも活用したいと考えております。ですから余裕があるときに基金に積み立てて、財政基盤の安定を図りたいと考えております。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ1点私からですけども、今のご説明いただいて歳入歳出ですけども、歳入で被保険者は減っているという状況と歳出で保険給付の額は増えているという説明があったと思いますが、以前から言われていますようにジェネリックの医薬品も今、私を感じる限りでは、薬局とか病院とか、いろんなところで推進をさせていただいておりますので、かなり進んできているのかなというふうに理解はしておるんですけども、以前お聞きしたときに大体6割ぐらいという状況聞いたと思うんですが、先ほど課長の説明にもあった高度医療があったり、高齢化があったりという要因はあると思うんですが、ジェネリックの使用については、大体このぐらいがもう限度と言ったら変ですけど、余りこれ以上なかなか進む余地はないかなと私はちょっと感じてるんですけども、担当課のご意見はいかがかなと思ひましてちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○松本市民課長

ジェネリックの使用率ですけど、平成30年度の実績では西予市では72.70%、直近のデータでは74.8%、2%ずつ毎年増えてる状況にあります。県の平均より若干上という形にはなっております。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第4号「令和元年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

引き続きまして、認定第5号「令和元年度西予

市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」松本課長の説明を求めます。

### ○松本市民課長

認定第5号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、成果報告書138ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

財政状況、決算規模と決算収支、後期高齢者医療制度は、高齢者に係る医療費を社会全体で支え合い、病気やケガをしたときに、誰もが安心して医療を受けることができるよう国の医療制度改革により従来の老人保健制度にかわり、新たに75歳以上の方を対象として、平成20年4月から施行された各都道府県の全ての市町村が加入する広域連合が運営を行う独立した医療制度です。

財政状況ですが、令和元年度の歳入は6億2452万5000円、歳出は6億1305万7000円となっております。差し引きは1146万8000円で翌年度繰越金となります。この制度において、保険料収入は広域連合納付金として納入いたします。令和2年3月分及び令和2年4月、5月出納期間中の保険料収入を広域連合へ納付しますが、保険料収納額の広域連合への報告が翌年度で報告となるため、保険料相当分が繰越金となるものでございます。

歳入歳出の決算状況ですが、歳入について抜粋してご説明させていただきます。

被保険者の保険料が3億7088万円、繰入金2億3811万円、内訳として1億9999万4000円は保険税軽減に伴う保険基盤安定分で残り3811万6000円は事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合への共通経費となっております。繰越金が246万5000円、諸収入の1297万7000円は後期高齢者医療健康診査の受託収入が主なものでございます。収入合計6億2452万5000円で前年対比369万円の増額となっております。

次に、歳出について抜粋してご説明いたします。

総務費は2295万円、後期高齢者医療広域連合納付金が5億7685万4000円で歳出全体の94.1%を占めております。保健事業費は1181万2000円になります。歳出合計では6億1305万7000円で前年対比531万3000円の減少となっております。

次に、保険料の収納状況です。合計のみ説明させていただきます。

調定額3億7204万9190円、収納済額3億7050万3929円、還付未済額37万6080円、不納欠損額3万1370円、未収額151万3891円、収納率は99.58%となっております。

ここで歳入の収入未済額及び不納欠損額についてご説明申し上げます。

特別会計決算書79ページと80ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入未済額110万6701円。未納の主な理由は行方不明2名、分割納付1名、その他36名となっております。その他は保険証の受取拒否、郵便物の受取拒否、連絡がつかない人などです。2節過年度分、不納欠損額3万1370円、内訳は行方不明2名、生活保護見込み2名、死亡1名、その他1名となっております。同じく収入未済額38万7190円、未納の主な理由は行方不明2名、生活保護見込み2名、死亡1名、分割納付2名、その他6名となっております。

続きまして、成果報告書に戻りまして139ページをご覧ください。

後期高齢者の被保険者数ですが、令和元年度末被保険者数は9,048人で、前年度より57人減少しております。所属段階別の内訳ですが、低所得Ⅰ1,600人、低所得Ⅱ3,569人、一般3,685人、現役並み所得者Ⅰ130人、現役並み所得者Ⅱ36人、現役並み所得者Ⅲ28人となっております。

次に、医療費の状況ですが、第3-1表、給付費、令和元年度と前年度の増減の合計をご説明させていただきます。

件数が263件の減少、金額も3079万8375円の減少となっております。主な原因は、被保険者数が減少したことによるものでございます。

続きまして、140ページをご覧ください。

第3-2表、支給費、令和元年度と前年度の増減の合計をご説明させていただきます。

件数は43件の減少、金額は247万8602円の増加となっております。主な原因は治療用装具、柔道整復師の支出が増加したことによるものでございます。

第3-3表、医療費、令和元年度と前年度の増減について、1人当たりでご説明させていただきます。

ます。

件数については昨年と変わりはありませんが、金額では7万3443円、286円の増額となっております。

次に、特定健診の受診状況です。第4-1表、特定健診、令和元年度の受診者数と受診率をご説明させていただきます。

受診者数は1,157人、受診率は14.3%で昨年度と比べて、受診者数は27人増加しております。

次に、第4-2表、歯科口腔健診、令和元年度の受診者数と受診率をご説明させていただきます。

受診者数は60人、受診率は0.7%で、昨年度と比べて、受診者数は3人増加しております。

以上で、認定第5号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○二宮分科会長

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○和氣副分科会長

初めて聞いたんですが、行方不明者36名ですかね。これずっとそういう状況ですから多いということはないんですか。

#### ○松本市民課長

36名全てではないので、行方不明は固定としては今のところ2名です。その他の郵便の受取拒否とか、保険証の受取拒否も入って36名ということです。

#### ○山本委員

保険証の受取拒否ってできるんですか。

#### ○松本市民課長

本来はできないんですけど、どうしても受け取りをしないという方が何人かおられます。病院のほうは行かれておりません。もし行っても10割全額負担となります。

#### ○山本委員

基本的なことでは申しわけないですが、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとはどういうふうなものなんでしょうか。

#### ○松本市民課長

まず、現役並み所得者Ⅲですけど、課税所得が690万円以上、現役並み所得者Ⅱ、課税所得が380万円以上、現役並み所得者Ⅰが課税所得145万

円以上となっております。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

#### ○佐藤委員

140ページの増減のところで件数は43件減って、金額だけが247万8602円増額ということになってるということで説明がありました。その中で柔道整復師の施術と国保連経由という違いというのを説明願ったらと思うんですが。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時40分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時41分)

#### ○松本市民課長

後で調べてご報告させていただきます。

#### ○中村委員

同じく140ページですけれども、あんま・マッサージ、はり・きゅうというのが平成30年度と比べて減少しております、一方で柔道整復師の施術というのが増えておるわけですけど、高齢化が一段と進んでいく中で、はり・きゅう、あんま・マッサージが減って、柔道整復師のほうはかなり増えておるとい傾向が見て取れるわけですけれども、この傾向はどういうことかなと思うわけですけれどもその辺わかるようであればご説明願ったらと思います。

#### ○松本市民課長

年によってかなり変動があります。たまたま令和元年度の時にかけて平成30年度に豪雨災害があったりしたので、その関係もあるというような感じで増減がいろいろあるようです。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第5号「令和元年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時42分)



## 【人権啓発課】

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時45分)

これより人権啓発課の審査を行います。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分を議題といたします。

まず、歳入について担当課長の説明を求めます。

### ○山下人権啓発課長

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分の歳入からご説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書25ページと26ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、4節住宅使用料の収入未済額2876万7191円の内、当課該当分は、改良住宅使用料152万4400円であります。内訳は、改良住宅使用料(過年度分)135万8400円と(現年度分)16万6000円、計152万4400円となります。主な原因は、催促を継続している中で、経済的な問題や納付意識の欠如による未払となります。この内2件分39万7500円につきましては、今年度分割による支払いの約束をいただいております。

今後も督促を継続いたしまして収納に努めてまいります。不納欠損はございません。

以上で、人権啓発課所管の歳入についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

### ○二宮分科会長

山下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

1点だけ、今の説明で不納欠損はないということだったんですけども、過去にも改良住宅に関する住宅使用料についてはそういうのはなかったんでしょうか。

### ○山下人権啓発課長

把握しているところでは、一番長い昔の債権が平成17年からのものがございまして、合併からのものと思われませんが、それ以前の不納欠損処理につきましては、資料を持ち合わせておりませんのでここではわかりかねます。

### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時49分)

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前9時51分)

### ○山下人権啓発課長

平成17年以降、欠損処理はしてございません。

### ○二宮分科会長

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」人権啓発課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては認定することに決しました。

引き続き、認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」山下課長の説明を求めます。

### ○山下人権啓発課長

次に、認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、ご説明させていただきます。

まず、成果報告書127ページをご覧ください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の状況でございます。1. 事業の目的と概要でございますが、この事業は昭和49年から平成8年まで地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、国の住宅新築資金等貸付制度要綱により、地域における居住環境の整備を図るため、住宅の新築、改修及び住宅用地を取得する者に対し、資金を貸し付けたものであります。

平成9年からは、貸し付けを終了し、借受人に対して貸付資金の償還を求めております。貸付金の償還は、半年賦を基本に、借受人の実情により、月賦償還等、償還しやすい環境づくりをしております。しかし、滞納者は宇和地区で24件、5426万2518円、野村地区16件、3297万197円となっております。なお、城川・三瓶地区では、償還は完了しております。

令和2年度以降は元利償還のみとなり、特別会

計を廃止するため、償還予定額はゼロ円となりますが、引き続き一般会計において延滞金の収納を行ってまいります。

この事業による貸付状況でございますが、合計のみご説明させていただきます。

貸付件数が317件、貸付金8億9546万3000円、令和2年度以降の償還予定額がゼロ円、令和元年度末累計償還計画額11億5958万4929円、令和元年度末累計償還済額10億7235万1214円、令和元年度末累計滞納額8723万2715円となっております。

令和元年度末累計滞納額の内訳につきましては、特別会計決算書7ページと8ページをご覧ください。

1款償還金、1目貸付金償還金、1目貸付金元利収入、1節住宅改修資金貸付金元利収入、収入未済額516万5585円、2節住宅新築資金等貸付金元利収入、収入未済額8206万7130円、合計8723万2715円となっております。

成果報告書127ページにお戻りください。

決算収支の状況についてご説明いたします。

収入決算額が123万2000円、歳出決算額が123万2000円、歳入歳出差引額がゼロ円となっております。これは、特別会計廃止に伴い、残額を一般会計へ繰り入れたために、収支ゼロ円となっております。事業費123万2000円の財源内訳として、その他特定財源が117万7000円、一般財源が5万5000円となっております。

## II. 償還状況についてご説明いたします。

この事業で317件、8億9546万3000円の貸し付けが行われ、居住環境の整備が図られました。令和元年度末の償還済額金は8億2214万5684円で貸付金に対する償還率は91.81%となっております。なお、貸付金の償還状況は、月賦償還等、借受人が償還しやすい環境を整え、償還を促進しております。

以上で、認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○二宮分科会長

山下課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○中村委員

令和元年度末の累計滞納額が8700万円ほどある

わけですけれども、償還状況では償還に向けて今後も促進してまいりたいと、なかなかこれが、もう毎年相当長い期間続いておるわけですけれども、やはりこういう償還される見込みがない、見通しが暗い中で、これをいつまでも継続することはいけないということでいろいろ考えられておると思いますが、何かいい方策を他県の事例とか、他市町村の事例とかいろいろあろうと思うんですけれども、もうそろそろ何かしないと、これではどうにもこうにも、未来へこういうことを続けていくのかどうかということもあろうと思うんですけれども、抜本的に解決したところもあろうと思いますので、その辺参考にしてやられるんじゃないかと期待しておるところですけれども、当面、山下課長のところではどういうことを考えておられるのかお伺いしたいと思います。

### ○山下人権啓発課長

先般8月にも、愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会というのが、同じような県内市町が集まって、同じような状態であるんですけれども、そこで意見を出し合って、本西予市が会場市となりまして、先月行ったところではあるんですけれども、西予市としましては、これまで督促状などを送付してありましたけれども、効果が薄く、場合によっては行方不明によって債務者まで届かないという事例も見受けられております。

このような現状から、本年度から全ての債務者への自宅訪問により、実態調査を行いまして返済相談を現在行っております。成果も多々ありまして、返済の滞っていた方から納入の約束をいただいております。また、2件114万8076円につきましては、一括返済をいただくというお話もさせていただきました。債務者それぞれの事情に合わせて粛々と返済を促していきたいとは考えておりますが、住宅に居住実態がなく、行方不明や本人及び相続人、保証人が死亡している事例も見受けられますので、徴収困難な案件に関しましては、今後、法令や契約に従って、先ほど改良住宅の件でも少し触れましたが、債権放棄、不能欠損も視野に入れまして、債権管理条例もどうだろうかという考えで、課内で話し合っているところであります。そこら辺も積極的に視野に入れて今後の方向性の目処をつけていきたいと考えているところでございます。

### ○二宮分科会長

他にございませんか。

**○佐藤委員**

財源内訳のところ、その他、特財117万7000円ほど上がってるんですが、これは基金か何かがあるんですか。

**○二宮分科会長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時03分)

**○二宮分科会長**

再開を告げる。(再開 午前10時07分)

**○山下人権啓発課長**

歳入歳出決算書特別会計9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。

10ページの備考欄をご覧いただいたらと思うんですけれども、その事業費123万2000円の内訳が書かれておりますが、決算額123万2000円から需用費、郵送料と消耗品等合わせて5万5000円使わせていただいておりますが、その他のかんぼ生命の市債の償還金、元利償還金と繰出金を合わせた、合計が123万1652円となるわけですが、そこから需用費と役務費5万5000円を差し引いたものが117万7000円ということでございます。

**○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長**

歳入のところ、貸付金の管理収入が112万円入ってきて、あと繰越金が11万8000円あります。これを財源充当する際に、5万5000円の分に関しては、これが充当できないものなので一般財源となって5万5000円となっておりますが、残りの歳出の公債費等諸支出金に対しては、それぞれこの歳入を充当させていただいておるということでございます。

**○二宮分科会長**

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○二宮分科会長**

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第2号「令和元年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○二宮分科会長**

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時10分)

**【環境衛生課】**

**○二宮分科会長**

再開を告げる。(再開 午前10時17分)

これより環境衛生課所管分について、審査をさせていただきます。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分を議題といたします。

まず、歳入について兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭環境衛生課長**

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」環境衛生課所管分の歳入からご説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算書25ページと26ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料の収入未済額5万5000円であります。内訳は、宇和光浄苑使用料(過年度分)1万5000円、城川帰楽苑使用料(過年度分)4万円となります。主な原因は催促を継続している中で経済的な問題や納付意思の欠如による未払となります。今後も催促を継続し、収納に努めてまいります。

続いて、29ページ、30ページをお開きください。

12款2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料の収入未済額7,200円であります。内訳は、ふれあいごみ収集手数料の7,200円、2件分です。主な原因は、対象者の体調不良等の理由により、市に報告がないまま年度途中から一時的に県外の親族宅に身を寄せられていたことから、ご本人に納入通知書が届くまでに不測の時間を要しましたが、期限までに支払いが間に合わなかったものですが、現在は全て納入済みとなっております。なお今年度からは、納入通知書にかかわって、新たに口座振替による支払方法を導入するように手続を進めておまして、さらなる収入未済額の削減に努めてまいります。不納欠損はございません。

以上で、環境衛生課所管の歳入について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○二宮分科会長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、可燃ごみ処理委託事業について兵頭課長の説明を求めます。

### ○兵頭環境衛生課長

続きまして、決算書及び決算における主要な施策の成果報告書に基づき、事前に通告のあった事務事業について順にご説明させていただきます。

成果報告書118ページをお開きください。

初めに、可燃ごみ処理委託事業をご覧ください。

この事業ですが、市全域から一般廃棄物として排出された燃やすごみについて、八幡浜市に焼却処分の委託を行っているものです。委託料単価につきましては3年に1度の見直しを行っておりまして、令和元年度からは新たにトン当たり2万5600円の単価に減額となっております。

実績評価としましては、令和元年度の可燃ごみ焼却の全体については、約7,570トンと前年度からは横ばいの状況であります。委託単価の減額及び指定ごみ袋販売等の手数料の収入増により、前年度に比べて一般財源は3637万1000円の減額となっております。なお、約1100万円の不用額が生じた理由につきましては、突発的な焼却事案が発生する時に備えて、予算の減額を行わなかったものです。

今後も市民の皆様のご理解とご協力をいただき、ごみの分別、リサイクルを推進し、可燃ごみの削減に努めてまいります。

以上で、可燃ごみ処理委託事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○二宮分科会長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○佐藤委員

八幡浜に持って行ってのごみの処理なんです、3年に1度の金額の見直しがあるということと言われておりまして、令和元年度から令和3年度までは2万5600円ということを書かれておるんですが、ここに書いてあるのを見てたりしたら、多分焼却場が壊れたときとかというのが極端に金額が上がってるんじゃないかと思うんです。今

後、令和3年度からの金額の見通しのなものがわかれば説明をお願いいたします。

### ○兵頭環境衛生課長

今のところ、令和3年度以降の単価はまだ出ておりません。

この委託料の算定方法なんです、八幡浜南環境センターの3カ年の運転管理経費の推計額、これは投資分、地元の還元分、運営費というのがあります。これをごみ搬入量で割ったものでございます。ちなみに令和元年度3カ年の負担金2万5600円の算出ですが、まず、運転管理費、管理経費3カ年分の投資分、地元還元分、運営費については7億3884万8724円を推計費として上げておりまして、これにごみ搬入見込量、これは平成29年の実績トン数を3カ年分の2万8858.5トン、その計算で出たものが2万5602円ということで端数を切って2万5600円ということになっております。

ですから、今後の分につきましては、多分来年度あたりから、そういう推計額を八幡浜市が計算しながら、関係市町交えて協議を進めていくようになると思います。

### ○佐藤委員

もう一つ、この年間当たりの可燃ごみの量というところで、平成30年度と令和元年度では令和元年度のほうが、量は6キロほど増えておりますよね。この現状からいうと、年間多分死亡されている方のほうが多いから人口が減っておるのにごみの量が増えてるというふうなことだろうと思うんですが、このごみの量を減らすというふうなことを環境衛生課で何か考えられていることというのはいかがでしょうか。

### ○兵頭環境衛生課長

昨年度ですが、ごみ袋の実態調査を、これ食品ロスの実態調査をやるに当たって、行っておりますが、ごみ袋に含まれるもののほとんどが生ごみでございます。その次に多いのが容器プラスチックになります。生ごみについては、その中に含まれるのが食品ロス、要するにまだ食べれるのに捨てられているものが多いという現状がございますし、また水分をたくさん含んでおりますのでそれで重量がかかります。容器プラスチックにつきましては汚れたもの、要するに洗わなくて汚いものに関しましては、燃やすごみとして出します。この点を考えますと、生ごみについてはま

ず水切り、もうちょっとぎゅっと絞っていただくだけでいいんですが、それをすることで重量が減ります。また食品ロスについては、皆様意識して無駄な買い物を余分にしない、食材を買わないとか、そういうことで減っていくと思います。また容器プラスチックはなるべく洗っていただいて、リサイクルで出していただくということで、そうすると燃やすごみ全体は減っていくものと思ってますので、これにつきましては、ホームページと広報等で食品ロスの削減とか、そういう生ごみの水切りなどを昨年度から出しておりますので、今後も引き続き、市民にその点を訴えながら、そういう削減していきたいと思っているんですが、実際コロナの影響で、皆さん家庭に今おられる機会が多くなって、正直ごみがすごく粗大ごみも含めて増えております。なので、今年度、前年度よりは下がるというのは非常に難しい状況ではあるんですが、そういうところを市民に啓発しながら削減に努めていきたいと考えております。

#### ○佐藤委員

ごみの問題は、平成30年6月議会にも私質問させていただいたんです。そのときに、この可燃ごみを減らすにはどうしたらいいんですかというふうなことで言ったら、市民の方に啓発をしますよというふうなことを答弁でいただきました。

その中で、ホームページとか広報誌あたりに例えば1カ月、月にこのくらいごみを八幡浜に持って行くときにお金がかかるんですよということを示したらもう少し市民の方もわかってもらって、きちっとできるのではないかなというふうなことを答弁でも言っていたいたんですが、どうも私見るのにホームページあたりで前年とか前々月のごみの量、幾らぐらいでどのくらい払ってますよというのは出てないような気がするんですが、そのあたりは私はもう少し市民の方にもしっかりと、今これだけお金を払ってごみ処理してもらってるよというのも言うべきではないかなと思ってますが、今後しっかりと対応していただければと思います。

#### ○兵頭環境衛生課長

今の点についてはホームページで掲示はしております。追加で食品ロスに関してのページでも食品ロスが宇和町を全世帯に換算すると年間1,200トンごみ処理の焼却になってますので、それには約3000万円かかるということは掲載をさせ

ていただきました。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時31分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時32分)

他に質疑はございませんか。

#### ○中村委員

西予市では、従来からいろいろ先ほど説明あったようにごみの減量とリサイクルということについては非常に熱心に細かく、これ細か過ぎるくらい分別されておられて、非常に頑張っておられると思うんですけども、大体この2年間だけでも150キログラム台の可燃ごみを収集されておるようですが、この量は八幡浜へ持ち込んでおられるわけですから、八幡浜市とか、大洲市とか、近隣の市と比べてこの数字が多いのか少ないのか、その辺わかれば教えていただきたらと思うんですけど。

#### ○兵頭環境衛生課長

人口規模とかが違いますので1人あたりまでは計算出してないんですが、八幡浜市に比べると西予市は断然低いです。

ちなみに県下におけるごみ排出量の少ない自治体順位というのが出ておられて、県下において1番少ないのが東温市で1人当たり572グラム出ております。2位が松野町で3位が内子町で4位が西予市。市の中では県下で2番目、これは平成30年度実績の一般廃棄物処理実態調査というのがありますので、そういう順位になっておりますので、断然、市の中ではこの南予地域では低いと思います。

#### ○二宮分科会長

その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

続きまして、通告事業、城川清掃センター管理運営事業について兵頭課長の説明を求めます。

#### ○兵頭環境衛生課長

続きまして、成果報告書118ページの城川清掃センター管理運営事業をご説明いたします。

この事業は主に市内全域から集まるプラスチック製容器包装及びペットボトルをリサイクルに向けて選別し、圧縮梱包作業を行っているものです。なお、その他プラスチックについても、平成

28年度まではリサイクルを行っておりましたが、リサイクル業者が発火事故等の理由により、受け入れを厳しくし中止したことから、その後は、当施設の破砕機で全体の容量を減少させた後に、埋立ごみとして処分をしております。

実績評価としましては、施設での全体処理量については403トンで、前年度に比べわずかに減少していますが、事業費自体は作業にかかわる臨時職員の件費が主でありますので、前年度からの人員数に変更がないことから横ばいの状況です。

今後も適正な分別排出とリサイクルを推進する施設としての安定した運営管理に努めてまいります。

以上で、城川清掃センター管理運営事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○二宮分科会長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○佐藤委員

プラスチックと容器あたりというのは、リサイクルで出されてるということですが、今、説明では、業者がいなくなるといふふうなことの説明でした。それとペットボトルというのは、現在は埋め立てに回されてるということで書かれておりますが、このペットボトルを埋め立てに回される量はどのくらいありますか。

#### ○兵頭環境衛生課長

すいません、説明不足です。プラスチック製容器包装とペットボトルはリサイクルで処理をしております。その他プラスチックが以前リサイクルに出してたんですが、受け入れが中止されたことから、そのまま埋立ごみにしますと容量で埋立ごみは換算されますので、容量を減らすために細かく粉砕して容量を減らして、金額を抑えて埋立ごみとして処理しております。

#### ○佐藤委員

申しわけないです。他プラを埋め立てにされてるというのは、量的にはどのくらいあるものですか。

#### ○兵頭環境衛生課長

令和元年度の処理実績でその他プラスチックが87トンになります。

#### ○佐藤委員

全て埋め立てをされてるということですが、分別をするときというのは、しっかりと分別を出してるんです。それで今、私思ったのは、他プラとか、容プラというのは、燃やしても私は別に問題ないんじゃないかなというふうには考えておるんですが、他プラ87トンぐらい埋め立てをなされるということですが、この埋立ごみも87トン持って行ったら結構な量になってくると思うんですよ。これから先ずっとそういう方向でなされるということで、燃やすとかという検討はなされないですか。

#### ○兵頭環境衛生課長

容器包装プラスチックとか他プラ自体が、これを燃やすと炉の傷みが早くなって、修繕に非常に係るということで八幡浜市が受け入れをしていただけません。ということで、例えば自前で持っていたらそういう燃やすという選択もあるんですが、先ほど言いましたように炉の寿命が極端に短くなるということです、そういう面ではリサイクルに回す、またその他プラスチックも今後法律がちょっと厳しくなるという話も聞いておりますので、そうなればまたリサイクルで回していくようになると思うんですが、そういうことで燃やすということは選択肢の中で今はございません。

#### ○佐藤委員

容器包装あたりはリサイクルに回されるということですが、リサイクル協会に出されるんだろうと思うんですが、出されたときの拠出金はどのくらいの金額が返ってきてるんですかね。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時40分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前10時41分)

#### ○兵頭環境衛生課長

詳細については担当係長から回答させていただいたと思います。

#### ○三好環境衛生課係長

令和元年度で容器包装リサイクル協会から西予市に入ってる金額としまして345万9492円が歳入として入ってきております。ただこちらは全てを含んだ金額となっておりますので、容器包装リサイクル協会に西予市から出しておりますのがペットボトルとプラスチック製容器包装、それと瓶になりますのでそれを全て含んで、先ほどの金額となっております。

## ○佐藤委員

ペット、容プラと瓶を合わせて345万円ということでしたが、これも考え方だろうと思うんですが、先ほど燃やしたら炉がだめになるよとかというふうなことも言われておりましたが、八幡浜が燃やされてないというだけで、実際焼却炉で燃やされてるところもあるわけですよ。それで私が思うのは、分別をするのと、この金額でそれだけ労力を使って分別をして、確かにリサイクルというのは今これからずっと大事なことだろうと思うんですが、そこらあたりの値段的なものとの労的な判断というのは兵頭課長どういうふうに思われておりますか。

## ○兵頭環境衛生課長

これは非常に答えにくい問題であるんですが、基本的にうちは八幡浜市に委託をしている以上、八幡浜市の意見を無視して持ち込むことはできません。もちろん容器包装も汚れたままでどうしてもきれいにならないものは、若干ごみにも入りますのは事実なので、そういうのは燃やしていただいているんですが、容器包装だけ持ち込みたいというのは、今のところ関係者では考えておりません。申しわけございません。

## ○佐藤委員

確かにリサイクルというのは本当に大事だろうと思います。しっかりと分別をしたらもう本当に345万円って思うかもしれんけども確かにお金は入ってくるわけですから、そのあたりはやっぱりちゃんと分別をできたらいいなと思うのは思うんですが、これから、例えば焼却場も段々と、年数的には八幡浜もかなりの年数がたってますので、そこらあたりの例えば、相談的なもので、西予市で持ってというのは難しいと思うんですが、地域で1カ所にまとめてする場合にいろんなところの意見を多分つくるときに聞かれると思うんですが、西予市の意見としてしっかりとしたことに対応を願ったらと思います。

## ○兵頭環境衛生課長

ただいまのご意見の中で、今後のごみ処理施設の方向性というのがございます。これにつきましては、現在の人口減少、これは全国的な人口減少またリサイクル意識の浸透によって、ごみの排出量が減少している状況でございます。また、各地方自治体においてはこの焼却施設を持っているところに関しましては、厳しい財政状況の中、保有

施設の老朽化が進みまして、非常に苦慮しているということがございますので、国及び県はごみ処理のさらなる広域化を推進しているところです。

愛媛県においては、県が中心となりまして、愛媛の市町を5ブロックに分けて、ブロック別に広域化を推進しているところでございます。既に八幡浜南環境センターにごみ焼却を集約しております八幡浜市、西予市、伊方町につきましては、自治体でまだ焼却施設を保有している大洲市、内子町を加えた八幡浜ブロックとして、3市2町全体の広域化計画、約10年後の計画を検討していく予定となっております。先日第1回目の会議がちょうど開かれたところでございます。

その中の意見としましては、やはり言われたとおり大洲市と今の八幡浜市の焼却施設ではごみ分別も違いますし、そこは統一していくということで意見が出ておりますので、場所についてはまだどこにつくるとかいう話では、なかなか決定はしてないんですが、そういう中で、分別も統一のものに近隣になっていくものと思っております。

## ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

## ○山本委員

この会計年度のパートタイムで来られてる方の時間帯、任用状況を教えていただいたらと思います。

## ○兵頭環境衛生課長

今、会計年度任用職員は7名おりまして、1名がフルタイムで働いてもらってます。残り6名はパートタイムで6名のうち3名が週3日の勤務となっております。

フルタイムを1名置いた理由につきましては、正職員の業務員が1名清掃センターにいるんですが、その者は野村クリーンセンターと兼務になっておりまして、常時清掃センターにいるわけではございませんし、休む日もございます。そのため、責任を担う会計年度任用職員として1人フルタイムとして雇っている次第でございます。あとは経費削減のためにパートタイムで、パートタイムの方は基本7時間勤務ということになっております。

## ○山本委員

確認ですけど3名が週3日ずつを交代でということですね。

## ○兵頭環境衛生課長

そうです。

**○二宮分科会長**

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○二宮分科会長**

なければ以上で質疑を終結といたします。

続きまして、ごみ収集運搬業務委託事業について兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭環境衛生課長**

続いて、119ページのごみ収集運搬業務委託事業をご説明いたします。

この事業は各家庭から排出される生活系一般ごみを指定場所であるごみステーションから収集し、市内の各清掃センターや市内外の処分委託事業者まで運搬するものです。加えて、高齢者や障がい者の方などで、ご自身のごみステーションまでごみを搬出できない世帯に対して、各世帯に直接収集に出向く、ふれあい収集事業の収集運搬委託費用も当事業に含まれております。

実績評価としましては、収集運搬委託費については、事業従事者の稼働時間に対する人件費、使用車両の稼働時間に対する損料及び走行距離に対する燃料等の物件費及び管理費をもとに算出しており、近年は、作業員及び車両単価の増加により、全体の委託料が増加している状況です。

一般廃棄物の処理責任は地方自治体にあることから、現在のコロナ禍の中でも、家庭ごみの収集運搬の継続は必要不可欠であり、各収集運搬委託事業者には安全管理を徹底させるとともに、事業を適正に継続できるよう指導してまいります。

以上でごみ収集運搬業務委託事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○二宮分科会長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○佐藤委員**

ごみ収集運搬事業で1人当たりのごみの量がちょっと増大をしています。

この実績評価のところ平成30年度豪雨災害の影響もあり、ごみの量も多分増大したということだろうと思うんですが、委託料も増えたということで、ここに書いてあるのが、運搬する車両の金額も上がったからというふうなことで書かれてお

りますが、どのくらい車両の価格が上がってるんですか。

**○二宮分科会長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時51分)

**○二宮分科会長**

再開を告げる。(再開 午前10時55分)

**○兵頭環境衛生課長**

この件につきましても担当係長から説明させていただきます。

**○三好環境衛生課係長**

平成29年度において車両単価としまして4トントラックで6,700円となっております。平成30年度以降につきまして4トントラックで6,960円、多少上がっております。それと一緒に運転士賃金が平成29年度で1万6600円、平成31年度で1万7200円と上がっております。その間の平成30年につきましても1万6800円と徐々にではありますが増えてきております。作業員賃金につきましても平成29年度が1万5500円、平成30年度で1万5700円、平成31年度で1万6000円と年数がたてばたつほど徐々に上がってきております。

**○二宮分科会長**

他にございませんか。

**○中村委員**

可燃ごみのところで聞けばよかったんですけど関連質問で、可燃ごみについては収集したら八幡浜の双岩、若山地区の焼却場へ持って行かれるわけですけども、その地区にとっては迷惑施設なものですから、いろいろ地元へ還元する迷惑料というか、そういうものは実態として今どの程度八幡浜も伊方も含めてだと思えますけれども、どんなものが、地元でどれだけの金額が還元されておるのかわかれば教えていただきたいと思えます。

**○兵頭環境衛生課長**

迷惑施設ということで地元でそういうお金を払ってるんですが、先ほど八幡浜南環境センターの単価を出すのに、投資分と地元還元分と運営費というので地元還元分がそのお金になります。現在は年間3300万円です。昔は1億円近く払ってたというのは聞いたんですが、今は3300万円と聞いております。

**○中村委員**

ごみステーションにはいろいろな形式のごみの入れ物が置いてあるんですけど、これについては何か形式を市として指定されておるんでしょう



か。何かこういうものを使ってくださいよという  
ような推奨されておるといふか、指定されておる  
といふか、何かその辺取り扱いはどのようにされ  
ておるのでしょうか。

#### ○兵頭環境衛生課長

特別指定とか推奨しているものはございませ  
ん。地元で設置していただくので地元でお金用意  
していただいとということになりますので、特  
段、そのあたりまではこちらは求めていないとこ  
ろです。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳  
出決算の認定について」環境衛生課所管分を認定  
することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案  
どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時59分)

### 【健康づくり推進課】

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時08分)

これより健康づくり推進課分を審査いたしま  
す。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳  
出決算の認定について」健康づくり推進課所管分  
を議題といたします。

通告事業、クアテルメ宝泉坊管理運営事業につ  
いて沖村課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳  
出決算の認定について」の健康づくり推進課所管  
分について、決算書及び主要な施策の成果報告に  
基づき、事前に通告のあった事務事業について順  
にご説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書65ページ、クア  
テルメ宝泉坊管理運営事業、決算書は167ページ  
をご覧ください。

この事業はクアテルメ宝泉坊の管理運営にかか  
る事業でございます。クアテルメ宝泉坊は平成  
16年度山村振興等農林漁業対策事業により整備し  
た多目的交流促進施設で、平成17年度から株式会  
社城川ファクトリーの前身である株式会社城川開  
発公社が指定管理を受け、令和2年3月31日まで  
管理を行ってきました。温浴施設は平成30年7月  
豪雨で国道からあふれた雨水が施設の地下室に流  
れ込み、約1.5メートルの浸水により、機械、電  
気機器、充電設備が水没しましたが、その後復旧  
が進み、平成31年4月27日に再開することになり  
ました。その後令和2年4月1日からは、株式会  
社ありがとうサービスに施設を無償譲渡、土地を  
無償貸与しまして、施設の運営と事業が継続され  
ているところでございます。

平成31年度のクアテルメ宝泉坊管理運営事業の  
内容は、施設管理運営に係る指定管理委託料等の  
支出及び施設の民間譲渡に伴う改修工事ござい  
ます。施設の運営状況につきましては、施設の全  
体の年間延べ利用者数が9万116人、内プール利  
用者は延べ3万701人でした。被災し、復旧を進め  
ていた前年度と比べますと、施設全体の利用者数は  
2万3823人の増となり、市民や利用者の健康増進  
が図られました。補足ですが、延べ利用者数の実  
績数値は、例年城川ファクトリーの決算期に合わ  
せたものとしており、平成31年2月から令和2年  
1月までのものでございます。今回、経営が移さ  
れた今年4月までの残り2月、3月の2カ月間  
には、施設全体の延べ利用者数が8,637人、内プ  
ール利用者延べ2,941人が利用をされました。

豪雨災害からの復旧には、施設の災害復旧工事  
及び豪雨被害指定管理者経営支援補助金を支出し  
ておりますが、不用額1743万8000円は繰越事業と  
なったこれらの工事、補助金の残額であり、補正  
ができないため不用額として残ったものでござい  
ます。

以上、クアテルメ宝泉坊管理運営事業について  
の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願  
いをいたします。

#### ○二宮分科会長

沖村課長の説明は終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○中村委員

今年度から管理がありがたいサービスというところになったわけですけど、債務負担を組んでいろいろ改修などはされておるようですけども、実際のいろんな細々とした補修ですよ、その辺、以前はある程度の金額以上は市が負担するというようなことになっておったと思うんですけども、今回はそういう補修などについてはどのような取り決めになっておるんでしょうかね。今度のありがたいサービスですよ。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時14分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時17分)

#### ○沖村健康づくり推進課長

ただいまの件に関しましては、経済振興課で債務負担行為を昨年組んでおりますので、本課の範疇ではございません。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

#### ○中村委員

ここのクアテルメを含めて9月議会で山本議員からいろいろ質問が出た中で、元職員の人が、いろいろな理由でありがたいサービスへ移ってないとか、ありがたいサービスの職員になってないというような話ではなかったかと思うんですけども、そういう地元にある企業でありながら、ありがたいサービスが引き受けてもらったんですけど、そこへ職員の地位が不安定なまま、パートか何かで働かれておるのか、どういう従業員の方の処遇になっておるのか、どうしてありがたいサービスの正職員になってないのかなと。これはなかなか個人の領域に入るわけですけども、移管した以上は職員の処遇などについても不利益とならないような配慮が必要ではないかなという気は一方でするわけですけども、その辺は実態を把握されておるのかどうかちょっとお伺いしたいんですけども。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時19分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時21分)

#### ○沖村健康づくり推進課長

ただいまご質問のあった件に関しましては、経済振興課の所管となりますので答弁は控えさせていただきます。

#### ○二宮分科会長

その他、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ質疑を終結といたします。

続きまして、通告事業、予防接種事業について沖村課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

次に、主要な施策の成果報告書80ページ、予防接種事業、決算書につきましては165ページをご覧ください。

予防接種事業は、予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生予防及び蔓延予防のために、乳幼児や高齢者に対して適切な接種年齢、間隔で接種するよう医師会の協力を得ながら勧奨を行い実施している事業でございます。

定期予防接種はA類B類の2種類の予防接種がございます。A類につきましては、主に乳幼児が対象で、接種の努力義務があり、集団予防に重点を置き被接種者負担はございません。対象疾病は、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、日本脳炎、麻しん、風しん、結核、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水疱瘡等です。B型肝炎も含まれます。

令和元年度からは、令和3年度までの3カ年の予定で緊急風疹抗体検査等事業が始まり、1年目の対象者1,577人に無料で風疹抗体検査が受診できるクーポン券を配布しておるところでございます。

次に、B類は個人予防に重点を置き、高齢者を対象とした任意接種で被接種者の負担が必要で、対象疾病はインフルエンザと高齢者の肺炎球菌感染症です。

令和元年度の定期予防接種延べ人数は1万4941人で、接種率は62.6%、実績には含まれておりませんが、風疹抗体検査者は381人で抗体検査率は24.2%でした。また、令和元年度の決算額は8959万6908円。主に、医療機関への予防接種委託料やワクチン等の医薬材料費でございます。

令和元年度予防接種事業の不用額は全体で551万8092円であり、近年の実施状況や当年度から開始の風疹抗体検査者数を考慮し、3月に1359万4000円の減額補正を行いました。予防接種者数と風疹抗体検査者数が見込みより下回りました。これは新型コロナウイルス感染症による予

防接種の打ち控えなども考えられるところがございます。定期予防接種は出生届けや検診、相談時を利用した接種勧奨を行っており、さらには個別通知、関係機関への勧奨依頼も進めており、事業は確実に執行できていることから住民サービスへの影響はないと考えております。風疹抗体検査の2年目となる令和2年度は、市ホームページや広報紙による周知回数を増やし、受診率の向上に努めております。

以上で、予防接種事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○二宮分科会長

沖村課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○佐藤委員

不用額も551万8000円で、今の説明では予防接種率が悪かったためというふうなことで言われておりましたが、私も正直これ65歳以上対象としたらB類の分に入るとして、接種率というのが53.9%ぐらいなんですよ。それで、市のホームページとか広報誌により周知というふうなことで言われておりますが、これ以外にもう少し接種してもらおうようにする方法とかというのは考えられておりますでしょうか。

#### ○沖村健康づくり推進課長

土居係長から答弁いたします。

#### ○土居健康づくり推進課係長

高齢者のインフルエンザと肺炎球菌の周知の方法なんですけど、現在ホームページと広報誌と、さらにチラシを使って周知をしておりますが、やはり目で見ただけではなく、今後は無線放送でも周知の呼びかけをしてはどうかなどは考えておるんですけど、余り周知をしすぎるとワクチンが足りなくなったりとかというようなこともありますので、しすぎてもいけないし、しなかったら打ってもらえないという状況がありますので、さらに今周知の方法を増やすとなれば、無線放送で周知をするというような方法を考えております。

#### ○佐藤委員

今551万8000円も不用額が出てるんですよ。ある程度見てたら、これ何か少ないなとかというのは十分わかると思うんですよ。その中で、今チラシ等とかと言われてましたけど、私自身だったらDMみたいなものでも発送して、お金が少

ないから、あまり来たらワクチンがないからでなくて、とりあえずは周知徹底することが大事じゃないかと思うんですがそこらあたりはどんなでしょう。

#### ○沖村健康づくり推進課長

本当に周知の方法には、私たちも頭を悩ませているところがございます。特に今回、令和元年度ではございませんけれども、コロナ対策、コロナの感染のせいもあったのか、肺炎球菌等の接種率も上がっているということですので、こういった後押しをするような周知の方法について、今一度私たちも様々な方法を考えてまいりたいと思っております。

#### ○井上健康づくり推進課長補佐

保健師が例年地域で活動するときに、地域のサロン活動があるんですけども、その際にはインフルエンザのはやる時期の前に健康教育などに組みまして、感染予防に加えてインフルエンザの予防接種について勧奨しているんですけど、今年度はコロナでサロンのほうに出にくい状態にはなっておりますけれども、気をつけてそういう声で、人の顔を見ながら周知するというところに取り組んでいるところでございます。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ、私も1点。今の佐藤委員の質問と関連なんですけども、このB類、65歳以上対象とした、接種率53.9%ということやったんですけども、県内他市の状況というのはどんなもんなんだろうかね。

#### ○沖村健康づくり推進課長

ただいま手持ちの資料がございませんので、改めて報告させていただけたらと思います。

#### ○二宮分科会長

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ、以上で質疑を終結いたします。

引き続きまして、通告事業、がん検診等事業について沖村課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

次に、主要な施策の成果報告書81ページ、がん検診等事業、決算書は165ページをご覧ください。

申しわけございませんが、成果報告書の訂正をお願いいたします。

指標の成果で、令和元年度、がん検診精密検査受診率が「77.5%」となっているところがございますけれども、これが「85.2%」になります。合わせて、実績評価、上から5行目からの「精密検査は、対象者446名の内346名が受診、100名が未受診となっている」でございますが、「精密検査は対象者492名の内419名が受診、73名が未受診となっている」に修正をさせていただけたらと思います。大変申しわけございません。

この事業は、希望者にごがん検診等を行い、がんの早期発見と早期治療により医療費を削減し、死亡率を減少させることを目的としております。健診の種類は、肺がん、胃がん、大腸がん、腹部超音波、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診等です。令和元年度のがん検診受診率は11.3%で、前年度と比較しますと0.6%下がっております。一方、精密検査受診率は85.2%、前年より0.1%下回っております。

令和元年度は、試験的にウェブ予約システムを導入し、受診率の向上に努めました。また、対象者の利便性に配慮し、1日で全部の健診が受診できる総合健診、託児付きのレディース検診や日曜検診を引き続き実施いたしました。さらに、子宮頸がん、乳がん検診では、対象となる年齢者に自己負担を無料とする措置を行っているところでございます。しかしながら、子宮頸がん無料検診の受診率につきましては2%と低いため、周知方法や受診勧奨を見直す必要があります。検診結果は個人に郵送し健康管理システムでデータ管理を行い、要精密検査者には電話等で受診勧奨の支援を行っているところでございます。

なお、98万2390円の不用額が発生しております。3月に917万6000円の減額補正をいたしましたが、見込みより受診者が少なかったためでございます。希望者への検診は確実にできており住民への影響はありませんが、今後も受診率向上に向けた啓発、受診勧奨の方法については、工夫を重ねたいと思っております。

## ○二宮分科会長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

## ○中村委員

がんの精密検査の受診率が85%台ということで非常に高いと私は個人的に思うわけですが、これが近隣の市と比べてどうなのかということが一つと、実際この精密検査を受けて、がんが見つかった人が何人ぐらいおられるのかなと、例えば419人が受診されたと説明があったわけですが、どの程度の人にがんが発見されるものかな、そのことによって命が救われる可能性が極めて高いわけですが、この辺をしっかりと数字であらわして周知していただければ、またさらに受診率が上がっていくんじゃないかなあと思ったりするんですけど、そういうことは既に広報とか何かで出ておるんかもしれないんですけど、私ちょっと見た記憶がないもんですから、がんがどのぐらい見つかっておるのかなというのが素朴な疑問なところなんです。お願いします。

## ○沖村健康づくり推進課長

ただいま精密検査の受診率のことでご質問をいただきました。合わせて、近隣の受診率も含めてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず近隣の市のがん検診の受診率ですが、西予市が11.3%、八幡浜市が7.3%、宇和島市が7.9%、大洲市8.1%となっております。精検の受診率につきましては、西予市が先ほど申し上げました85.2%、八幡浜市が77%、宇和島市が89.9%、大洲市が94.5%でございます。この宇和島市につきましては、平成30年度の精検受診率となっておりますのでご了解ください。西予市以上のところもでございますけれども、精検を受診するのにここまで高い率になっているのは、はがきによる受診勧奨、それから、保健師が1件1件電話をかけて受診をするように、こちらから努めて連絡をしている。それらの成果があらわれた結果ではないかというふうに考えております。

続きまして、がんの発見数についてご報告申し上げます。

本市のがん発見数につきましては、令和元年度の統計ですけれども、胃がんが1名、肺がんが1名、大腸がんが2名、乳がんが7名、前立腺がんが3名、計14名が、検診によって発見をされております。

## ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

#### ○山本委員

質疑ではないんですけど、人間なので間違いはあるんですけど、この委員会だけじゃないんですけど、資料の訂正がちょこちょこあるんですよ。言いたくないことを私が言わないけんかなと思っ  
て言いよるんですけど、チェック機能をきちんと  
していただいて、資料の訂正はできるだけないよ  
うなチェックを今一度確認していただいたらと、  
この委員会だけじゃないので申しわけないんです  
けど、思います。

意見で、質疑ではありませんがお願いであります。

#### ○二宮分科会長

副議長としての注意でございました。

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ1点。これもこの事業には直接関係ないのかもしれないんですけども、この事業の目的で、がんの早期発見と早期治療により医療費を削減しがんによる死亡を減少させるというふうな事業目的からして、先ほどの14名の方が発見されたというのは本当にすばらしいよかったことやないかなと思うんですけども、以前も委員会やったかな質問したと思うんですが、特に胃がんの場合については、ピロリ菌というのが原因ということ  
をずっと言われておまして、今いろんな病院にかかっ  
とったらわりあい先生から検査せんかなあみたい  
なことで今かなり進んできとると思うんです  
けども、自治体が行う検査の中に、こういうピ  
ロリ菌検査を導入しているところがあるようにも  
聞いておるんですけども、そういうところの情  
報とか今後の方針とかいうのは、もしありました  
らお答えいただきたいと思うんですが。

#### ○沖村健康づくり推進課長

ピロリ菌の検査が検診の中に加えられないかと。現在この件に関しましても近隣の資料手持ち  
でありませので、また確認し報告をさせていただ  
けたらと思います。

#### ○二宮分科会長

多分導入しているのは、子どものいうのは聞いたことあるんですけども、県内にあるんですかね、それは西予市はやってないんですよ。県内の状況は、県内にあるかどうかというのがもしわか

れば、子どもの健診の中に、ピロリ菌が入ってるかどうかというのが、情報があれば教えていた  
きたいんですけど。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時45分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時45分)

#### ○沖村健康づくり推進課長

本件に関しましては、ちょうど2年前だったと思  
いますけれども、一般質問にもお答えしたところ  
でございまして、現在県下では松山市と西条市  
がピロリ菌の検査をたしか中学生だと思いま  
すけれども、やっているところがございまして。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ質疑を終結といたします。

続きまして、同じく通告事業、特定不妊治療助  
成事業について沖村課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

次に、主要な施策の成果報告書81ページ、特定  
不妊治療助成事業、決算書は171ページをご覧  
ください。

申しわけございません。訂正がございまして。

実績評価の1行目の中程になります。実人数が  
「20人」とありますが、これは「21人」の誤りで  
ございました。申しわけございません。

特定不妊治療助成事業は、不妊治療の内、高度  
かつ高額な不妊治療である体外受精及び顕微授精  
に対する助成を行うものでございまして。この治療  
は、1回の治療費が高額であり、妊娠を望んでも  
その経済的負担が重いことから、複数回の治療を  
諦めざるを得ないことが推察されます。

この事業の目的は、県からの助成に加え、本市  
がさらに助成を行うことにより、特定不妊治療を  
受けやすい環境をつくっていくということでござ  
いまして。助成金額は、特定不妊治療費の額から愛  
媛県による助成金を控除した額の内、初回の治療  
に限り10万円まで、その後の治療1回につき、  
5万円を上限としておりますが、治療の種類によ  
っては2万5000円までになる場合もござい  
ます。男性不妊治療につきましては1回につき5万円  
までの助成が可能でございまして。

実績評価につきましては、令和元年度の補助金  
申請件数は38件、実人数は21人で、申請者全員に

助成金の交付ができました。助成金の総額は197万8000円であり、令和元年度は9人の妊娠届け出がありました。本事業の周知は、市のホームページをはじめ、広報や市行政番組などを活用し、さらに医療機関や愛媛県への申請時には市の助成事業について紹介をしてもらい、対象者全員に周知がされているところでございます。

なお、42万8000円の不用額が発生しておりますが、これは当初見込みより助成額が下回ったためであります。この事業は、年度末まで申請受け付けが続くため減額補正はしませんでした。申請者については、確実に助成の対応ができておりますので、住民サービスへの影響はなかったと考えております。

以上で、特定不妊治療助成事業の説明を終わります。

#### ○二宮分科会長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○中村委員

実人数21人の不妊治療で、結局県内で治療されておる人、県外で治療されておる人があるんじゃないかと思うんですが、人数は実際どのような実態なのかなと思いますのと、9人が妊娠されたというんですけど、実際出産までいった人が、結局は西予市の人口増にもつながってくるわけですが、妊娠はしたが、結局出産まで結びついたのかどうか、その辺わかるようであれば教えていただいたらと思います。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時51分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午前11時51分)

#### ○沖村健康づくり推進課長

昨年度申請された方は、全て県内で不妊治療を受けた方ばかりでございます。

それと、令和元年度につきましては、新規の申請者につきましては12人申請をされておまして、申請の実人数は21人になっております。申請件数は延べで38件に上っておりますけれども、その内妊娠届け出が9件出ております。出生数は9人ということですので、そういう結果になっております。ちなみにこれまで、助成が始まった平成28年度からですけれども、申請の実人数59人に対

しまして、妊娠届け出が25人、出産された人数、子どもが26人できておる状況でございます。

#### ○中村委員

県内ばかりの受診ということは、県外は助成対象になっておるんですか、なってないんですか。その辺の周知は十分できておるんでしょうかね。

#### ○沖村健康づくり推進課長

県外であっても、例えば愛媛県でございましたら、県が指定医療機関として8カ所指定をしております。松山市、新居浜市、東温市とそれぞれございますけれども、残念ながら南予にはない状況です。県外のそれぞれの県にもこういった助成事業ございますので、それぞれの県で指定医療機関として認めたところでありましたら、助成の対象になるということでございます。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ質疑を終結といたします。

続きまして、通告事業、温泉巡回バス事業について沖村課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

次に、主要な施策の成果報告書82ページ、温泉巡回バス事業、決算書は161ページをご覧ください。

この事業につきましても、昨年度の実績に誤りがございました。

活動資料のバス運行回数でございますが、平成30年度の実績が「133回」となっておりますが、「127回」の間違いです。申しわけございません。

この事業は、クアテルメ宝泉坊、遊の里温泉、塩風呂はま湯の西予市内3カ所の温泉施設を無料バスで巡回し、利用者の健康増進や介護の予防を図り、また、市民の健康づくりと温浴施設の利便性を高めることを目的として、平成18年度から実施しております。当バスの運行は、バスの適正な管理及び常時運転手が確保できる市内業者に委託し、月ごとに、月曜、水曜、第1、第3、第5木曜、金曜日にそれぞれ5つの巡回コースを設定しており、自らの交通手段のない市民が、市内各地からそれぞれの温泉施設を利用することができ、健康福祉面でも有用性が高い事業でございます。

しかしながら、令和元年度は塩風呂はま湯の建てかえ工事による臨時休業、これは令和2年1月14日から7月3日にかけてでございます。そして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の休止により、温泉巡回バスが運休を余儀なくされ、年間予定運行回数が182回から154回と28件の運行減となっております。このことが影響しまして、令和元年度の年間利用者数は2,493人で、平成30年7月豪雨で温浴施設が被災し、バスの運行が制限された前年度より373人の増にとどまりました。1日当たりの平均乗車人数は16.2人で、前年度と比べわずかに減少しております。

バス本体につきましては、平成18年に導入後14年が経過し、走行距離も42万キロを超え、3カ月点検や車検時に修繕や部品交換が多くなっている現状です。

現在温浴施設は、民間2施設、指定管理施設となりましたが、今後はバス利用者や施設の動向を注視し、バスの維持管理コストにも引き続き留意して進めたいと考えております。

以上、温泉巡回バスの説明を終わります。この事業は、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課分の最後の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○二宮分科会長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○中村委員

温泉巡回バス事業というのは、スクールバスとか保育園の送迎バスなどと同じく無料で西予市が主体となってやられておるわけですが、温泉バスについては1台でということで5コースと言われておりましたが、どこの業者といくらで委託契約を結んでおられるのでしょうか。

#### ○沖村健康づくり推進課長

運行業者は野村ツーリスト有限会社でございます。そして昨年度の委託料は301万8000円となっております。

#### ○中村委員

明浜の塩風呂は、コロナとか、改修工事とかになっておるんですけど、現在というかこれからを含めて、このコースの中に明浜の塩風呂も入っておるんですか。

#### ○沖村健康づくり推進課長

明浜の新しい塩風呂あけはま一れは、7月だったと思うんですけども、オープンをしまして、これまでどおり明浜行きの便は出しております。DコースとEコースになりますが、毎週月曜日と第1、第3、第5木曜日、それぞれ城川から、Eコースは三瓶からの便がございます。

#### ○二宮分科会長

私の方から1点。実績評価の中でもあるように、平成27年度をピークに利用者が減少しているというお話と、昨年の決算特別委員会であったと思うんですが、見直しを検討しておるみたいなお話があったような記憶あるんですが、間違いでしょうか。

#### ○沖村健康づくり推進課長

見直しにつきましては、ちょうど一昨年、今年度民間に譲渡するというのもございまして、廃止にするか、それとも民間が引き受けてもらえるか、今までどおりやるかというようなことは、いろいろこちらも検討しましたけれども、結局、引き続き民間に譲渡した後もこの事業は続けるべきであるというふうに理事者の後押しもございまして継続をするようになりました。

ただ、方法につきましてはこれまでどおりのやり方を踏襲することも方法ではありますけれども、何らかの乗車率を高める工夫とかも考えてまいりたいと思っております。残念ながら今回コロナの影響を受けまして、コロナ感染症の対策は消毒、換気などをしておるんですけども、やや入りが少ないような状況になっております。

#### ○二宮分科会長

先ほどの説明の中でも、バスが老朽化してきたりとか補修料が高くなってきているというお話もあったんですけども、大きいバスじゃなくても、今回はコロナでたまたま密にならないのでよかったですかもしれないんですけども、今後は私としてはやっぱり必要な事業じゃないのかなと思いますので、バスは小型化してでも是非継続していただけるように、またご検討いただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」健康づくり推進課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる(休憩 午後0時05分)

### 【福祉事務所】

#### 【福祉課】

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後0時57分)

これより福祉課所管分を審査いたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分を議題といたします。

まず歳入について池田課長の説明を求めます。

### ○池田福祉課長

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、決算書に基づき、歳入未済額及び不納欠損額を説明させていただきます。

一般会計決算書67ページ、68ページをご覧ください。

19款諸収入、5項雑入、2目心身障害者扶養共済金収入、1節心身障害者扶養共済制度加入者負担金、収入未済額131万5274円であります。内訳は、加入者負担金(現年度分)20万8800円、1件、加入者負担金(過年度分)110万6474円、5件です。主な原因は、経済的な問題や既に脱退されている方で、脱退一時金も支払われないことから納付を拒否されているような状況です。今後も順次督促を継続し収納に努めます。

### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時59分)

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時01分)

### ○池田福祉課長

続きまして、一般会計決算書71ページ、72ページをご覧ください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節民生費雑入、収入未済額768万9008円の内、福祉課所管分は、生活保護返還金(現年度分)201万76円、

22件、(過年度分)477万9020円、74件の合計678万9096円であります。

保護開始後に資力が判明した場合や生活保護受給中に収入があった際に届け出を怠り、後日判明した場合、支給した保護費を返還していただくものです。保護開始時に収入があった場合は、申告をしていただくよう説明を行っていますが、申告をされない場合が多く、収入が判明した時点では既に手元に残っていない方がほとんどです。分納していただくなど返還しやすいように努め、ケースワーカーが戸別訪問し納付勧奨を行っていますが、完納には時間がかかり納付が難しい方が多いのが現状です。今後も保護開始の際や定期訪問の際に、収入があった場合の申告の義務について繰り返し説明を行ってまいりたいと思っております。

なお不納欠損はございません。以上で説明を終わります。

### ○二宮分科会長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○二宮分科会長

私から1点。今のご説明の生活保護費返還金282万6131円ですかね、過年度分に比べると結構大きいような気がするんですけども、説明はあったんですけど、主に大きな事由というか、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

### ○池田福祉課長

説明にも申し上げたんですけども、保護開始後に収入を得るケースなどが多くございます。あるいは、入院された際の保険金なども受け取られて申告がないようなケースがあります。

### ○二宮分科会長

例えば不動産を売ったとか、そういうふうなケースはどんなでしょうかね。

### ○池田福祉課長

それらも該当になります。

### ○二宮分科会長

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○二宮分科会長

なければ質疑を終結といたします。



次に、通告事業、障害者総合支援給付事業について池田課長の説明を求めます。

### ○池田福祉課長

次に、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前の通告のあった事務事業について、順にご説明させていただきます。

まず、主要な施策の成果報告書86ページの障害者総合支援給付事業をご覧ください。

この事業は、障がいのある方からの申請に基づき、障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、障害者福祉サービスの決定、サービス提供事業者と個別契約、給付費の支払いといった個人に合った一連の障害者福祉サービスを提供するものです。

障がいを持たれている方の多くは、地域での生活を希望されており、本サービスの利用者の増加に伴い、給付費も年々増加傾向にあります。障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らせることは非常に重要なことであり、サービスを利用し、障がい者の能力や適性に応じた自立した生活を営むことができるよう支援することは重要であると考えます。

事業の評価及び今後の方向性ですが、障害者福祉サービスを利用することで、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、障がい福祉に寄与しております。今後も個別に応じた必要なサービスが適正に利用できるよう、関係機関との連携を深め、支援の充実を図っていきたくと考えております。

以上で、障害者総合支援給付事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○二宮分科会長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○中村委員

事業の内容として、事業所からのサービス利用料の請求に基づいて月ごとに支払いをするとなっておりますようですが、いろんな種類の給付費を支給されるわけですが、時々新聞やテレビ等で過大請求というような施設が時々掲載されるわけですが、過大請求、請求漏れのないように精査をするということが書かれておりますが、実際どう

いうように精査をして請求漏れとか、過大請求に対してチェックをしておられるのか。施設へ立ち入りなども含めてされているのかどうか、その辺の実態がわかれば概要を報告していただいたらと思います。

### ○池田福祉課長

請求につきましては国保連合会から参っておりますので、直接事業所に監査をしたりとか立ち入りとかするようなことはありません。ですので、チェック機能と言われましたら、なかなかその辺どういうふうにするかというところを考えていかないといけないと思うんですけども、今のところは、連合会から請求が来た分についてお支払いをしているというところなんです。

### ○中村委員

何か今の答弁では国保連合会に頼りきっておるというか、施設自体は西予市内にありながら、松山市にある国保連合会に頼るというのもちょっと行き過ぎではないかなと。やはり独自性を発揮して、立ち入りなどはする必要があるのかないのか、全部いつも定期的に立ち入りするというのもできないわけでしょうけれども、その辺、実態把握をする必要があるんじゃないかなという気はするわけですけどもいかがでしょうか。

### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時09分)

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時10分)

### ○竹内福祉課係長

検査につきましては、県が定期的にされておられます。その内容につきまして細かいことまでは市では把握していないところがあるんですが、前任の者は、市の事業所に立ち上がったときなどに一緒に同行したりはしていたようです。県からは、市へも独自で検査などを行うよう指導もありますが、なかなかそこまでは行き着いていないのが現状であります。

### ○二宮分科会長

他にございませんか。

### ○和氣副分科会長

介護給付費、以下5つあるんですが、金額とか件数は聞くことができますか。

### ○池田福祉課長

細くなるんですけども、かなりの項目がありまして、一つひとつ申し上げたら非常に時間が

かかるので、後でまとめた資料を提示することでよろしいでしょうか。

### ○二宮分科会長

お願いいたします。

### ○和氣副分科会長

かなりの金額で私もびっくりしたんですが、以前、障がい者の法定雇用が改定になって、2.3%ですか、なったでしょ。そのときに気になったのが、西予市がその条件を満たしてなかったと。今はどうですか。西予市が採用している職員の障がい者。

### ○池田福祉課長

所管が総務課の人事になっておりまして、こちらではその数字は把握しておりません。

### ○和氣副分科会長

成果というところがあるんですけれども、特に訓練給付、就職して一般就労、僕は成果と思っておるんですが、この福祉課ではそういったことは専門の担当ではないと思うんですけれども、その一般就労の数を増やすとそういったような特別な工夫か何かしておりますか。

### ○池田福祉課長

現在市内にはB型の事業所が8事業所あるわけなんですけれども、B型に行かれています方々が、多い事業所で平均1日26人が働かれとると、少ない事業所では12人の方が働いている。その訓練の中で、一般就労に移行される方はおるわけなんですけれども、市として一般就労できる事業所を増やす取り組みというのは、今のところできておりません。

### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、地域生活支援事業について池田課長の説明を求めます。

### ○池田福祉課長

次に、成果報告書87ページ地域生活支援事業をご覧ください。

この事業は、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、地域での生活を援助するために、相談体制の充実を図り、個々に応じたサービスの提供を行うもの

です。主な事業といたしまして、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、身体障害者自動車運転免許取得補助金、身体障害者用自動車改造費助成金があります。

事業の評価及び今後の方向性ですが、相談支援事業をはじめ、地域の実情や障がい者のニーズに合った柔軟な対応ができる各事業を提供することによって、障がい者の地域での生活支援が行えており、今後も継続して障がい者の方々が地域の中で安心して生活できるよう、一人ひとり寄り添いながら事業の充実を図っていきたくと考えております。

以上で地域生活支援事業の説明を終わります。

### ○二宮分科会長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○和氣副分科会長

成年後見制度利用ですか、私これ注目しておったんですが、件数とか利用状況はどうです。

### ○池田福祉課長

実績でございますが、令和元年度に1件利用がございました。

### ○和氣副分科会長

そんなもんですか。

それで実績評価の横に、移動支援と日中一時支援の利用がぐっと増えておるということで、これはやっぱり周知されて、そのことで利用が上がったということでしょうかね。

### ○池田福祉課長

周知については、相談がありましたときに、こういった事業のご案内等もさせていただいておるところなんです、また合わせてホームページ等でさせていただきます。身体障がい者と知的障がい者の手帳保持者は年々減少しておりまして、いわゆる人口減少によるものだと思っておるんですけれども、ただサービスは非常に年々充実しておりまして、サービスの充実、認知度等が高まってきて利用が増えているのではないかと考えております。

### ○和氣副分科会長

相談支援事業、4事業所と書いてあるんですが、以前、相談事業所が足りないというようなこ

とを聞いておるんですが、今は相談支援事業数が減っておるので適正ということでしょうかね。

#### ○池田福祉課長

事業所によって知的障がい者支援に強い事業所ですとか、一方で、精神障がい者支援に強い事業所、あるいは特化した事業所がそれぞれ4事業者あるところなんですけれども、現在のところ、それぞれの相談事業所を選んでいただいてサービスにつなげていただいておりますので、もっと相談事業所があったらいいとかいうような声は今のところはないんですけれども、4事業者でやっていただいております。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

引き続き、通告事業、福祉避難所機能強化・整備促進事業について池田課長の説明を求めます。

#### ○池田福祉課長

次に、成果報告書87ページ福祉避難所機能強化・整備促進事業をご覧ください。

この事業は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した各福祉施設に福祉避難所を開設するために必要な備品等を市が購入し、各指定福祉避難所へ配置し、機能の充実を図るものです。指定福祉避難所が有効に機能するための物資を事前に整備することにより、地域における災害時の要配慮者支援体制を強化するとともに、指定福祉避難所においては、より実効性の高い開設訓練を実施し、福祉避難所の機能の充実を図ることができております。

またこの事業は、愛媛県が平成29年度から福祉避難所地域連携整備促進事業として取り組んでおる事業の一つで、市としましても積極的にこの補助金を活用し、今後も継続して福祉避難所の機能強化・整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、福祉避難所機能強化・整備促進事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○二宮分科会長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○佐藤委員

福祉避難所が16カ所あるということで、平成29年度から見てみると5施設、平成30年度が5施設、令和元年度が3施設で13カ所が事業実績であるんですが、残りの3カ所はまだできてないという解釈でよろしいですか。

#### ○池田福祉課長

福祉避難所につきましては、令和元年度までは16カ所でありましたが、今年4月に1カ所指定をいたしまして17カ所になりました。ですので残り4カ所あるわけなんですけれども、それについては今年度整備するように予算計上しております。

#### ○佐藤委員

避難用の用具とかを配置しているというふうなことを説明されたんですが、どういうものを設備として充実をされたのか。わかるようでしたら。

#### ○池田福祉課長

整備の費目としましてはまあまあ数あるんですけれども、大体のところ令和元年度整備しました3事業所の内、1事業者は今年4月に新規に指定をするということで、整備促進事業としてやっております。

通常の機能強化の費目でありましたらワンタッチイベントテントですとか、LEDスタンドライト、ストーブ、発電機などを整えておるんですけれども1カ所だけは、また別に、ポータブルトイレですとか、真空パックの不織毛布、ヘルメット、パーソナルテントなどを整えております。

また後で一覧を提示させていただいたらと思います。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

#### ○中村委員

この福祉避難所というのは一般の避難所では支障を来す要配慮者が避難する場所として、今年で計画年度から4年目に入っておるようですが、県のホームページを見ますと、昨年12月なんですけれども、西予市で1,590人の福祉避難所対象者の概数が出ておるわけですが、それに対して、想定収容者数は309名と載っております、4年目に入っておりながらまだまだ非常に少ないわけですよ。20市町の中では、伊方町だけが突出して多いわけなんですけれども、後は皆軒並み不足しておるわけですが、西予市としては、こういう状況を改善して、今後1,600人近くの人を収容できるような

福祉避難所を整備できるには、今後どのような年月がかかるのかなど。協定を当然結んでいってやっついていかないかんわけですけど、西予市が旧5町に対してバランスよく配置していてもらいたいわけですけども、今も非常に偏ってはいるようですけども、明浜にも2カ所だけあるようですけども、その辺の長期計画みたいなものがあればお話していただきたらと思います。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時24分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時24分)

#### ○大野本福祉課長補佐

1,500人余りの要配慮者を全て入所、避難させるということまで恐らく西予市内の施設とどんなに提携しても不可能じゃないかなと思っています。

今のところはできる限り、選択肢を増やすように、西予総合福祉会と野城総合福祉協会と入所施設を中心に協定を結んでいるわけなんですけど、またそれ以外の施設で協力いただけるところをできるだけ要請しながら、年月がかかっても少しでも収容者数を増やしていけるように努力はしていきたいと思っています。

#### ○二宮分科会長

他にございませんか。

#### ○佐藤委員

先ほどのとダブったりもするんですが、防災士の勉強会とかというふうなときも、まずは災害が起きたら障がい者の方も通常の避難所に行く。そこから福祉避難所に誘導するという形のものだと思ってしまうんですが、ちょうど2年ほど前なんですけども、聴覚障がい者の方に防災の勉強会をしたときに、どこに福祉避難所があるかというのを全然ご存じなかったんですね。障がい者の方にここですよとかというふうなことを伝えることというのは、福祉課ではなされておりますでしょうか。

#### ○大野本福祉課長補佐

障がい者の方々とか、介護が必要な方々に周知をしているかというような質問なんですけれども、今佐藤委員からもありましたように、一度基本的には一時避難所である一般の避難所に行ってくださいということになりますので、基本的にいきなり福祉避難所が開設されるわけではありません。どうしても一時避難所で避難生活ができない

といったときに、福祉避難所の開設を要請して、そこで初めて開設されるものなので、あらかじめここが避難所ですよというところを大きく周知はしたりはしていません。一時避難所で、この人が避難生活できないといったときに、ここの福祉避難所に行ってくださいということで搬送をするような形で考えております。

#### ○二宮分科会長

私から1点質問させていただきます。

各施設に必要なとされる備品を市が購入してというふうにご説明があったんですけども、これは各施設から要望があって、それを市が購入するというところでよろしいのでしょうか。

#### ○池田福祉課長

事前に要望を聞いて整えております。

#### ○二宮分科会長

今いろんな避難所で便利かなと言われてる中で段ボールベッドというものもあると思うんですけども、そういうものを西予市は準備しておられるのでしょうか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時28分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時28分)

#### ○大野本福祉課長補佐

段ボールベッドなんですけれども、当然必要になってくる場合があると思いますが、今の福祉避難所の強化事業の中では、段ボールベッドを買ったりはしていません。

ちょうど明後日も明浜で避難訓練があるわけなんですけど、そこで俵津とは別になるんですけども、あけはま荘が福祉避難所に指定されておりますので、そこに2つ段ボールベッドを持って行って、組み立ての訓練をやって、そこにそのまま配備して帰ろうという形で思っております。市では、当然幾つか持っておりますので、随時また配備をしていきたいと思っております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

#### ○和氣副分科会長

福祉避難所開設したら、お世話する人も同時に、その時点で配置するということですね。福祉施設の職員がするというじゃないですね。

#### ○池田福祉課長

福祉施設の職員がさせていただきます。

#### ○大野本福祉課長補佐

補足をさせていただきます。基本的に在宅で介護とか障がいを持たれている方が過ごされているときというのは、必ず介護者とか家族の方がお世話をされておると思います。

福祉避難所の基本の中で、介護をしている方も一緒に避難をしていただくという、2人ペアでということをご想定しておりますので、通常の介護サービスとか障がいサービスをその施設の職員がしなくてもいいようにできるだけ介護者ができるような形で一緒に避難をしていただくということを考えております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

続きまして、生活保護扶助事業について池田課長の説明を求めます。

#### ○池田福祉課長

次に、88ページ生活保護扶助事業でございますが、この事業は、日本国憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした国の法定受託事務であります。相談、申請、調査、審査の順序を経て保護が開始となります。保護開始後は、必要に応じて、生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭、介護の8つの扶助が適用されます。

令和元年度における保護開始件数は24件、廃止28件でありました。開始理由は、預貯金の減少、疾病、高齢による収入の減少等で、廃止の理由は、高齢者の死亡が最も多くなっております。調査の段階において、扶養義務調査を行っておりますが、扶養義務の履行を拒否する場合はほとんどで、親子間兄弟間の相互扶助に対する意識の希薄化が顕著となっております。

歳入歳出決算書160ページをご覧ください。

2目扶助費4億6901万5000円の予算額に対し206万1000円の不用額が発生しておりますが、生活、教育、葬祭、生業扶助費において、見込み額より支出額が少なかったためであります。出産扶助費については申請はありませんでした。今後も漏給、濫給とならないよう生活保護の適正実施に努めてまいります。

以上で、生活保護扶助事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○二宮分科会長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○和気副分科会長

開始件数が減って、廃止も減ったんですかね。この件数が減ったというのは何年か続いておるんですか。それと相談件数、決定に至らない相談件数はどうでしょうか。

#### ○池田福祉課長

生活保護受給者の現状でございますけれども、令和元年度における受給者数は260世帯309人でございます。平成30年度末が268世帯319人、平成29年度末が263世帯312人でございますので、ここ数年間はほぼ横ばいの状態でございます。

#### ○梶原福祉課係長

補足ですが、先ほどの相談件数なんですが、令和元年度の生活保護の相談件数68件の内、生活保護の申請をされた件数が30件、その内、保護決定件数が24件、廃止が28件となります。参考ですが平成30年度の相談件数ですが、相談件数が77件、申請件数が42件、開始件数が40件、廃止件数が38件となっております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

#### ○中村委員

平成30年の実績、令和元年の実績ということで319人、309人と大体横ばいのような感じを受けるわけですが、保護率というのは、西予市の場合、どんな具合なのか、高いのか低いのか、近隣の市町と比べて、その辺のところをわかるようであればお知らせいただいたらと思うんですが。

#### ○梶原福祉課係長

西予市の保護率ですが、8月末現在で7.92%、これは、人口1,000人当たりの保護者の数を表しておりますので、大体1,000人当たり7人の方が生活保護を受けられているということになります。県内全体での保護率は15%程度となりますので、県全体と比べると低い数字となっております。

#### ○中村委員

県全体は、大体1.5%ぐらいで西予市はその半分ぐらいということだと思っておりますが、近隣、南

予のほうで、県全体ではちょっとわかりにくいんですけれども、八幡浜市や大洲市や宇和島市なんかがわかればと思うんですけれども、西予市はどんな状況かなと思ひまして、お願いします。

#### ○梶原福祉課係長

近隣の保護者数と保護率については、手元に資料がありませんので、事務所で資料を探して提供させていただきたいと思ひます。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

続きまして、せいよチャレンジ・スペース整備事業について池田課長の説明を求めます。

#### ○池田福祉課長

それでは最後に88ページせいよチャレンジ・スペース整備事業でございますが、この事業は、誰もがチャレンジでき、活躍できる仕事の創出や地域観光、農林水産業の活性、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉及び子育て支援などの各施策の連携強化を図り、地域コミュニティの活性化による地域共生社会の実現に向けた取り組みを積極的に行うことを目的とした事業です。

拠点として旧三瓶授産場を解体し、地元の農林水産物の加工や販売、障がい者の就労支援、運動を通じた健康づくりを促進する複合的な地域共生型交流拠点施設を整備いたしました。施設の運営に関しては、福祉の推進、また、地域貢献の観点も含め、民間のノウハウを最大限に生かすため、市内の社会福祉法人を指定管理者として指定いたしました。

今後は、指定管理者と連携し、暮らしにも地域にも豊かさを生み誰もが活躍できる地域共生社会の実現のため、より効果的に運営することとしております。

以上で、せいよチャレンジ・スペース整備事業の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○二宮分科会長

池田課長の説明は終わりました。

ただいまより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

#### ○中村委員

先日厚生常任委員会の所管事務調査でいろいろ見せていただき説明もいただいたわけですが、その中で、なごみかんということで指定管理者が西予総合福祉会でご挨拶の中でもあったんですけれども、就労継続支援B型の事業所で福祉会の中のいつき館が、主として管理運営をしておりますという話でしたが、そうしますと、行ったときに気がついたんですけど、あそこは海拔も高いので、津波なんかの避難所施設としても、今後有効活用をしたいということが最初建設するに当たってあったと思うんですよ。

また施設の内容を見ますと地域交流スペースというものも広くとってあります。ただコロナの関係があつて十分できてないというような話もあつたんですけれども、就労継続支援事業所というところが実態管理をしておるということで、障がい者雇用についてはパンをつくったりとかいうことで熱心に取り組まれておるようなんですけれども、要望としては、避難所施設として訓練などもしっかり計画的に取り組んでもらいたいし、また地域交流スペースとして、障がい者施設のほうにばかり力を入れずと、バランスのとれた形でその施設の一体管理をしていただきたいなと思つたのが私そのときの感想なんですけれども、できるだけそういう方向で努力はしていただいておりますと思うんですけれども、今その辺どうかなという不安もありましたので、その辺どうのお考えがあるか、ご意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

#### ○池田福祉課長

なごみかんにおきましては、災害時に三瓶地区の防災拠点として機能させる設定で、発電機を整備したりとか、配電工事を整えておるところなんですけれども、現在のところ、対策本部設置を想定した訓練は行えていない状況です。

地震津波訓練が昨年三瓶で実施されたばかりではあるんですけれども、今後施設と調整を図りまして訓練の実施はしたいと思っております。

また、なごみかんの中の避難訓練につきましては、先日も説明もあつたように、今年10月か11月ぐらいにやりたいという、先日も電話したんですけれども、その中で訓練はするつもりであるということでしたので、改めてお願ひしたところです。

#### ○中村委員

地域交流スペースの活用については、料金表はあったんですけど、余り活用はされておるように見受けませんですけども、どのように取り組まれる方向性があるのでしょうか。

#### ○池田福祉課長

先日視察でご覧いただいて、まだまだ特産品の販売までには至っていないようなところではあったかと思うんですけども、これにつきましても、コロナの関係もありまして健康器具の利用ですとか、ボルダリング施設の利用もなかなか思うようには開放できなかったということなんですけど、これから積極的に利用者を増やすという取り組みをしていただくようにしております。

また先日の視察のときにもご意見があったんですけども、ホームページの充実ということで、私もあの後拝見したんですけども、まだまだなごみかん自体のホームページはなくて、いつか館の中にパンの販売日などがカレンダーとして出ているようなところだったんですけども、これからホームページなどを充実させていただいて、また市も直接その記事を載せることはできないんですけど、それらのリンクを張るなどして、積極的な情報発信はしたいと思っております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑ございませんか。

#### ○和気副分科会長

不用額2683万円、ちょっと多いかな思うんですけどどうでしょうかね。何が要らなかったんでしょう。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時46分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時46分)

#### ○大野本福祉課長補佐

この不用額なんですけれども、この事業は地方創生拠点整備交付金を活用してやっております。整備年度の3月に補正予算で付いております、その時にいろいろコンセプトをつくって、こういう施設にしたいということで採択を受けているわけなんですけど、その後、パンの施設をつくるということができました。そういったことについて変更がきかないかということで、いろいろと要望したんですけども、その辺の変更は認められませんでしたので、どうしても市独自の単費でやらな

いといけなくなったというところがまず1点あります。

それから、最初に敷地整備をすることから始める予定だったんですけども、この間行っていたらわかったと思うんですけど、施設自体をかさ上げして高くして建設しましたので、その辺の敷地整備代が要らなかったり、若干ですけれども入札減があったりというところで、大きな金額にはなったんですけど、そういった金額が不用となったということが現状です。

#### ○和気副分科会長

名前は正式に言うとなごみかんということですね。電話したら「チャレンジ・スペース言うたらそういうのはありません。なごみかんです」言いなはったけん。ここへ出てるのは整備したという事業名じゃけん。ここら辺ちょっとはっきりしとったほうがいいかなと思います。

#### ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

この事務事業名は、地方創生の拠点整備交付金を活用してるんですけど、そのときの計画として出したときのネーミングが、このせいよチャレンジ・スペースということでしたので、事務事業名もこれで令和元年度はいきました。

建物ができた後に建物の名称を募集して、審査した結果、なごみかんということで決定されましたので、今の施設はなごみかんということでご承知いただいたらと思います。

#### ○二宮分科会長

私から1点。確認ですけども、このなごみかんを西予総合福祉会に指定管理していただくときの条件の中に、ここの目的に書いてあるような地域観光、農林水産業の活性云々という先ほど中村委員が言われたような、この間視察に行って、パン以外はちょっとお菓子ぐらいいしか置いてなかったんで、どこまでの目的があるのかな、目標があるのかなというのは僕も感じたんですけども、そういうところが指定管理をするときの条件の中にどこまで入ってるのかなというのを伺いたいと思います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時50分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後1時50分)

#### ○大野本福祉課長補佐

指定管理者を募集するときの要件としまして、募集要項をつくっております、その中にまず一

つは、各スペースの管理をしていただくということ掲げております。作業スペース1ではパンを製造するとか、2ではパン製造以外の作業をする。オープンスペースでは地域の特産品の販売を行い、また、気軽に交流できる空間として活用するというようなこと。それから、地域交流スペースは、運動器具を設置していろいろな教室を開いたり、ヨガ教室などを行ったり健康づくりに関する活用をするというように掲げております。

業務の内容としては、大まかにしか決めてはなかったんですが、利用する方の健康づくりに関する業務、施設における製品、商品の管理の販売といったところを書いているぐらいで具体的には、募集要項の中では、先ほど申したことぐらいしか入れてはなかったの、そこら辺については、いろいろとこれからお互い連携しながら幅を広げていきたいというふうに思っております。

#### ○二宮分科会長

コミュニケーションをとりながら、いい施設にしていきたいと思うんですが、視察のときに、なごみかんの方に、あそこで雇用されるのは、要は認定を受けられてる方しかいけないんですかというふうなことを聞いたんですけども、今課長補佐の説明の中で、パン工場以外に、他の特産品のスペースとかもあるんですけども、そういうところで、例えば地域雇用をしようとしたときにも、あの施設はやっぱり障がい者でないといけないんですかね。そのところだけ教えていただきたいんですけど。

#### ○大野本福祉課長補佐

就労支援事業所としては障がい者ということではないといけないと思いますが、その他の作業を別枠ですということになれば、特にそういう縛りはなくて、そこは自由に指定管理者で決めていただいて、あらゆる高齢者とか技能を持った方々を雇用していただくということは自由にしていただいて構わないと思っております。

#### ○二宮分科会長

ぜひそのところを市で、また、西予総合福祉会にお話をして、せっかくの建物ですので、地域雇用に貢献できるようなところも前に進めていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他ございませんか。

#### ○梶原福祉課係長

先ほどの生活保護の近隣の状況ですが、資料がありましたので説明をさせていただきます。

まず、八幡浜市の保護者数が340人、保護率が10.55%、続いて、大洲市の保護者数が384人、保護率は9.32%、続いて、西予市が308人、保護率は8.6%となっておりますので、近隣と比較しても低い数字となっております。

#### ○二宮分科会長

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」福祉課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会として原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる(休憩 午後1時55分)

#### 【子育て支援課】

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時08分)

これより子育て支援課の審査をいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分を議題といたします。

まず歳入について松田課長の説明を求めます。

#### ○松田子育て支援課長

歳入につきまして、不納欠損のありました保育所保育料の件につきまして説明させていただきます。

24ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、不納欠損額15万1520円となっております。この分につきましては、私立保育所の保護者負担金、保育料の過年度分の不納欠損をさせていただいております。2世帯で10件の不納欠損となっております。この理由といたしましては、住所の変更や連絡がとれないというところで、県外に出られた方とか、住所がはっきりわからない方につきまして、不納欠損をさせていただきました。



以上、説明とさせていただきます。

#### ○二宮分科会長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時11分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時12分)

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

次に、通告事業、放課後児童健全育成事業について松田課長の説明を求めます。

#### ○松田子育て支援課長

決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前通告のありました事業についてご説明申し上げます。

成果報告書72ページ、放課後児童健全育成事業をご覧ください。

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図るものでございます。

令和元年度においては、社会福祉法人等の市内4事業者によって8クラブが事業を実施いたしましたが、5月時点で299名の登録に対して、待機児童が宇和町小学校区で18名、三瓶小学校区で2名、計20名発生しました。その後、12月時点で9名に減少しましたが、待機児童の根本的な解消を図るため、放課後児童クラブの新規開設に向けた環境整備事業を実施いたしました。その結果、宇和町小学校区において、令和2年4月から新規放課後児童クラブが事業を開始しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による小学校の臨時休業時、放課後児童クラブでは、急遽平日の朝から子どもたちを預かる必要がございました。このため、開所するために必要な財政面での支援に加え、教育委員会と連携して、学校生活支援員を希望する放課後児童クラブに派遣し、受入体制の支援及び現場で働く放課後児童支援員等の負担軽減を図りました。

近年の放課後児童クラブ利用者の傾向として、少子化により、市全体で児童数が減少している一方で、各児童クラブ利用者は増加している状況で

ございます。このため、これまで各放課後児童クラブが使用していた施設では、十分な活動スペースを確保することが困難となるケースがありません。

皆田小学校区等の明下田クラブは、過去には下宇和保育園内で実施しておりましたが、現在は地域の理解を得て、下宇和公民館2階で実施しており、今年度中には、旧東宇和農協下宇和事業所跡地に専用施設が完成する予定でございます。また、中川小学校区等のななほし中川では、今年度より、専用施設に加えて、中川小学校音楽室も併用させていただき、事業を実施している状況でございます。

放課後児童健全育成事業の実施に当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置を講ずるとともに、子どもたちにとって、より一層の安全安心な居場所の確保を推進してまいります。

以上で、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○二宮分科会長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

#### ○山本委員

聞き漏らしたかもしれません。確認なんですけど、委員会のときにお伺いしたときは、事業のクラブ内容ですけど、9クラブと聞いてたんですけど、ここに8クラブしか出てないのは教えてもらったと思います。

#### ○松田子育て支援課長

令和元年度では8クラブでしたが、令和2年度から開始のクラブが1クラブありまして、9クラブになりました。

#### ○佐藤委員

待機児童のことでお伺いをいたします。

令和元年度20人で、現在は9名になったということでしたが、それで、宇和でのクラブの多分新設があったんだろうと思います。クラブの新設があって、現在は、待機児童というのは9人も入ってるかどうかをお聞きます。

#### ○松田子育て支援課長

先ほど説明させていただきました数は令和元年度の時点での数を説明させていただきました。

今年度の利用状況は、令和2年5月時点で301名の登録でありました。待機児童は、令和2年度の時点では、三瓶小学校区において3名の待機児童が発生いたしました。その後、学校休業の時期を経て、家でも何とか見れるのではないかとこの方が出てきましたので、待機児童については解消しているという状況でございます。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございますか。

#### ○中村委員

放課後児童クラブの中では、ただいま説明の中で授業を実施していると言われたんですけども、授業の中身、英語などをしてほしいというような話を私も時々聞くわけですけども、そういう取り組みはなされておるのでしょうか。

#### ○松田子育て支援課長

中身についてはそれぞれのクラブによっていろいろ内容が違っているかと思われまして、原則としまして、放課後児童健全育成事業自体に対しましては、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供するというのが目的になっておりますので、学習面をサポートするというものが、もともと事業自体の趣旨の中には入ってないんですけども、ただ宿題の時間を確実に取ったり、それに対してわからないことをサポートしたりとか、教員免許を持っている方も、そのクラブによって指導員の状況が違いますので、そういうふうな工夫はされておられると思いますが、絶対に学習をしなければいけないというふうな目的は、その中にはありません。

#### ○中村委員

子どもも通っていいよというような取り組みは教育委員会でも、生涯学習課とか学校教育課とかいろいろメニューがいろんなところで取りまわっておると思うんですが、そういうところとのダブったりというようなことのないように連携をとってやられておるのでしょうか。

#### ○松田子育て支援課長

生涯学習課が中心として行っております放課後総合プランというものを作成しております。その中で今ほどありました、確かに生涯学習課が所管しております放課後子ども教室、これは1番回数が多いのが田之筋小学校でやっている放課後子

ども教室があります。あと野村とか、いろんなところで、週に1回とか、単発で行うとかいうふうな教室があります。

それと当該でさせていただいております放課後児童クラブ、学校教育課が持っておられる学び舎事業とかいろんなそういう事業を全部総合して、総合プランという話し合いの機会を定期的に持たせていただいて、共有し、その中の問題点をお互いに検討すると、協議するという場を持たせていただいております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

#### ○佐藤委員

明下田クラブのことでお聞きいたします。

現在、明下田クラブで人数が何人なのか、それと4月から新しいのができるわけなんです、新しくできたときに、受け入れ人数というのは、今と変わらないのかどうかというのを。

#### ○松田子育て支援課長

明下田クラブの受け入れ人数でございますが、今後の予定としましては40名が入る予定で今建設を行っております。現在受け入れしている人数なんです、後でまた報告させていただきます。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時22分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時22分)

#### ○松田子育て支援課長

令和2年度の受入人数は38名となっております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

それでは以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」子育て支援課所管分について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時23分)

## 【長寿介護課】

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時27分)

これより長寿介護課の審査を行います。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」長寿介護課所管分を議題といたします。

通告事業、老人保護措置事業について宇都宮課長の説明を求めます。

### ○宇都宮長寿介護課長

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算書の認定について」長寿介護課所管分につきまして、決算書及び主要な施策の成果報告書に基づき、事前通告のありました事務事業についてご説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書85ページの老人保護措置事業をご覧ください。決算書は137ページになります。

老人保護措置事業は老人福祉法第11条の規定に基づき、65歳以上の方で環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方が必要に応じて養護老人ホームに入所することで、安心して充実した生活を送っていただくことを目的としております。入所に当たりましては、入所申請書に基づき、養護老人ホーム入所判定委員会を開催いたします。委員会では入所の要否判定及び入所順位の設定、また、既入所者の入所措置継続の要否判定を行っております。入所措置施設への措置費の支出及び措置入所者の入所者負担金の徴収業務は長寿介護課担当職員が行っております。

事業の評価及び今後の方向性ですが、養護老人ホームにおける入所定員にかかわる充足率は概ね100%となっており、社会福祉法人による適切な運営がなされて、安心安全な生活につながっていると評価いたしますとともに、今後も事業継続が望ましいと考えております。

以上で、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算書の認定について」長寿介護課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

### ○二宮分科会長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○佐藤委員

この事業というのは、ここにも書いてありますように環境上の理由か若しくは経済的な理由かというふうな形のものであるんですが、西予市の場合どちらのほうが多いですか。

### ○宇都宮長寿介護課長

ただいまのご質問の答えに沿うかどうかはわかりかねますけども、西予市内ではやはり独居の方が多く、どうしても身辺擁護していただく方が遠くにおられて、おひとりでは生活できない経済的にも余裕のない方が多くおられると思います。

### ○佐藤委員

生活するために日常の生活ができないとか、世話をしてくれる人がおらないためにそういうふうになって入られる方が多いと聞きます。これからは、多分どんどん増えていくんじゃないかと思えます。

それで、この入居者の費用負担は平均どのくらいかかっているのか、ざっくりで構わないんですけど教えていただきたいと思うんですが。

### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時31分)

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時32分)

### ○宇都宮長寿介護課長

現在、詳細については把握しておりませんが、現在の入所者の方について調査して後ほど報告させていただきます。

### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

### ○中村委員

老人保護措置事業というのは、実績評価で、成果向上余地というところがありますが、余地が中程度と書いてあります。余地が中程度ということは、まだまだ成果を向上できるのではないかと判断されておるんじゃないかと思うんですけども、民営化に伴って両社会福祉法人に管理運営委託しておいて、そこに対して市から一般財源で給付をしておるわけで、そういう中で余地が本来なら小さいということを期待しておったわけですけども、中程度というのはまだまだ向上の余地があるとすれば何がまだ十分できてないというように解釈したらいいんでしょうか。

### ○宇都宮長寿介護課長

向上の余地というところで中程度とさせていた  
だいております。

今後、西予市内におきましても養護老人ホーム  
というのが要介護2までという比較的軽度な方を  
措置入所することとなっております。現在、奥伊  
予荘につきましては特定化ということで、要介護  
2を超えましても入所者につきましてはそのまま  
入所ができるというところがあります。そこでそ  
ういった方々、今後、もう一つの施設三楽園がご  
ざいますが、改築移転を予定しております三楽園  
につきましても特定化を予定、検討している段階  
があるというところで、現在の運営状況からそう  
いった要介護、介護度が上がる方についても措置  
入所ができるようなことを検討しております。

#### ○中村委員

財源内訳を見ますと事業費、令和元年度であ  
れば2億6200万円というものに対して一般財源が2億  
400万円とかなり一般財源のウエイトが高いわけ  
ですけど、こういう老人保護措置というと、素人  
考えで言いますと、国や県が支援してくれないの  
かなという気が、素朴な疑問がわくわけですけれ  
ども、これらについては、全国市長会とかいろん  
な国全体の中で、こういう老人保護に対して、国  
からの支援を求める動きというものはないんでし  
ょうか。

#### ○宇都宮長寿介護課長

実際に一つあることが、たしか平成28年度に施  
設整備の国庫補助が養護老人ホームについては対  
象外になりました。そういったことを踏まえて、  
市長会とかで養護老人ホームを修繕の対象にして  
くださいというようなことを提案させていただい  
ております。

#### ○二宮分科会長

その他ございませんか。

#### ○佐藤委員

財源内訳の中で、その他で5800万円ほど、この  
その他の部分というのは基金か何かですか。

#### ○宇都宮長寿介護課長

その他の収入、財源は入所者の自己負担分とな  
ります。

#### ○二宮分科会長

私から1点。先ほど言われた三楽園が今後旧二  
木生小のところに改築移転の予定をされると思う  
んですけども、施設は市が建てると思うんです  
が、今回コロナという状況の中で、今後の建設に

何か影響するような今リモートとか面会がどうの  
このとかそういうこともあるんで、例えばそう  
いうふうな影響があるのか、考えておられるのか  
というのが1点だけ、あれば教えていただきたい  
と思います。

#### ○宇都宮長寿介護課長

現在のところ、コロナの影響というのは想定し  
ておりません。実際にもございません。

建築に当たりますは法人で建築するんですけ  
ども、建築費用につきましては市から補助金とい  
う形で補助させていただくようになっておりま  
す。

#### ○二宮分科会長

設計自体は法人がするということですか。

#### ○宇都宮長寿介護課長

設計から入札、建築まで法人で実施されます。

#### ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど課長が説明しましたように、法人様が建  
設されますので、そのときには、うちにも設計と  
かの相談やら何かが来ますので、そのときにコロ  
ナに関してはちゃんと対策を講じていただくよう  
に、こちらからも要請させていただきたいと思っ  
ております。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

採決に移りたいと思います。

お諮りいたします。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳  
出決算の認定について」賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員により当分科会としては原案どおり認  
定することに決しました。

引き続き、認定第6号「令和元年度西予市介護  
保険特別会計歳入歳出決算の認定について」宇都  
宮課長の説明を求めます。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時40分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後2時41分)

#### ○宇都宮長寿介護課長

ご説明の前に、大変申しわけございませんが、主要な施策の成果報告書に一部記載漏れがありましたので修正をお願いいたします。

成果報告書145ページをご覧ください。

表の中段あたりの2. 包括的支援事業及び任意事業の(2) 任意事業の事業費欄の金額が漏れております。事業費は「783万9493円」となりますので、お手数ですがご記入いただければと思います。

それでは、認定第6号「令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」主要な施策の成果報告書及び西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書に基づき、ご説明させていただきます。

まず、主要な施策の決算報告書141ページをお開きください。

財政状況として、決算規模と決算収支ですが、令和元年度の決算規模は、歳入60億623万6000円、歳出59億9443万5000円となっております。歳入と歳出の差額、実質収支額は1180万1000円でございます。これは、前年度と比較しまして6113万4000円の減額となっております。

次に、歳入歳出決算の状況でございますが、第1-2表、歳入におきましては、科目の1. 保険料、4. 国庫支出金、5. 県支出金、6. 支払基金交付金が介護保険事業の主な財源となっております。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者にかかわる介護保険料になります。国庫支出金及び県支出金は、介護給付費や地域支援事業に対する負担金及び補助金でございます。支払基金とは、社会保険診療報酬支払基金のことで、主に診療報酬の審査、支払いを行う機関ですが、介護保険にかかわる費用徴収も行っております。

40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、社保や国保など、各医療保険者から介護納付金として支払基金に納められ、介護給付費や地域支援事業にかかわる必要額を介護保険者である市町村へ交付される仕組みとなっております。

介護保険事業の財源は、自己負担金を除いた事業費の内、保険料が50%、公費負担が50%となっております。保険料分50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者分が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者分が27%となっております。この負担割合は、3年に1度全国の人口比率に基づいて

政令で定められております。また、公費負担分50%に当たる国・県・市それぞれの負担率は、サービス給付や事業の種別に応じて定められております。

次に、科目8. 繰入金ですが、これは、市の公費負担分や一般管理費など一般会計から繰り入れるものでございます。その内訳は、下段の表、一般会計繰入金の状況に記載しております。

低所得者保険料軽減事業分が、前年度と比較して4339万4000円増加しておりますが、これは、消費税及び地方消費税の10%引き上げに伴う保険料の軽減が拡充されたことにより増加したものです。歳入決算額60億623万6000円は、前年度と比較して1億8308万5000円の増額となっております。

次に、142ページ歳出をご覧ください。

歳出決算額は59億9443万5000円で、前年度と比較しますと2億4421万9000円の増額となっております。その要因として、歳出の92.6%を占める保険給付費が、前年度と比較しますと2億3969万9000円増加しております。介護給付費等の推移につきましては、グラフのとおり介護給付費、地域支援事業費ともに増加しております。

続きまして、保険料の収納状況でございますが、第1-3表のとおり、普通徴収につきましては、電話や訪問による納付相談を行うことで収納率は年々向上しております。今後も介護保険制度の周知を図りまして、適正収納に努めてまいります。

続きまして、143ページをご覧ください。

被保険者数や要介護認定者数の概況と推移を記載しております。第1号被保険者は、介護保険料の所得段階別に9段階で記載しております。認定者数を見ますと、第1号被保険者では、要介護2までの比較的軽度な方が全体の約61.6%となっており、前年度と比較しますと0.2%低くなっております。

次に、144ページをご覧ください。

サービス費別の保険給付状況を記載しております。支給額で見ますと、在宅サービス費が全体の約56.7%を占めており、前年度より0.9%増加しております。また、施設サービス費は、全体の約36.3%で、前年度より0.9%減少しております。在宅サービスの内、訪問通所サービスの中では、通所介護（デイサービス）の給付費が約55.1%を

占めており、その他単品サービスの中では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の給付費が約48.1%を占めております。

続きまして、145ページをご覧ください。

地域支援事業実施状況を記載しております。これを事業費で見ますと、昨年度と比較して増加している事業は、1. 介護予防・日常生活支援総合事業の（2）通所型サービス、アの通所介護相当サービスで、前年度と比較しますと約600万円増加しております。

次に、2. 包括的支援事業及び任意事業の（1）包括的支援事業で、前年度と比較しますと約240万円増加しております。これは、人件費1名の増員と委託料の増加でございます。

次に、146ページをご覧ください。

地域包括プラン数年次推移を掲載しております。グラフを見ますと、平成28年度から総合事業、介護予防・日常生活支援総合事業が実施されたことにより、ケアマネジメント件数が増加する中、包括が作成するプラン数は減少し、委託数が増加しております。

続きまして、西予市特別会計歳入歳出決算書93ページをお開きください。

西予市介護保険特別会計歳入歳出決算書歳入、1款保険料、1項介護保険料、不納欠損額は537万1956円となっております。法に基づき時効となった未納分を不納欠損しております。

また、収入未済額は1410万2566円となっておりますが、転出や死亡による還付未済額が38万824円生じておりますので、令和2年度への滞納繰越金額は、現年度、過年度分を合わせて、延べ314人、1448万3390円となります。

次に、10款諸収入、4項雑入、収入未済額875万円ですが、これは、介護老人保健施設における不当利得を返還計画に基づいて徴収しているものです。

以上で、認定第6号「令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○二宮分科会長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

認定第6号「令和元年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

## ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時52分）

## 【医療介護部】

### 【医療対策室】

## ○二宮分科会長

再開を告げる。（再開 午後3時00分）

これより医療対策室の審査を行います。

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分を議題といたします。

巡回診療車運営事業について亀岡室長の説明を求めます。

## ○亀岡医療対策室長

認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分についてご説明させていただきます。

歳入の収入未済額、不納欠損はございませんので、決算書及び主要な施策の成果報告に基づき、事前に通告のありました事務事業につきまして、ご説明させていただきます。

決算書166ページ、成果報告書は82ページですが、巡回診療車運営事業をご覧ください。

この巡回診療車運営事業につきましては、平成29年度に市民課予算にて購入し、平成30年度は市民課で所管しておりました。令和元年度より医療対策室所管となった事業でございます。

平成30年7月末に廃止となりました城川町遊子川診療所と野村町惣川診療所の代替としまして、8月から遊子川地区では週1回、惣川地区では週2回のサイクルで巡回診療車による診療を行います。市が実施主体となり、事業実施は市立野村病院が行い、事業に係る経費を市が負担する事業となっております。令和元年度の支出につきましては、移動診療車運営負担金402万8383円となっております。

不用額が499万6617円出ておりますが、これにつきましては前年度に比べ、修繕費が大幅に減ったこと、年度末に人件費の積算を変更したため、多額の不用額が発生しておりますが、事業は推進できており、住民サービスへの影響はございません。

令和元年度につきましては、事業開始2年目となりまして、初めて1年間を通した実施となりました。2地区とも概ね計画どおりの実績で推移しております。事業の運営評価委員会を設置しており、事業の評価検証を行いながら進めております。引き続き、利用者の声を取り入れ、住民に利用しやすい診療車へと改良を加えながら、地域医療確保につなげていきたいと考えております。

以上で、認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようよろしくお願いいたします。

#### ○二宮分科会長

亀岡室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

#### ○山本委員

評価委員会ですけれども、何回実施をされましたか。メンバーはどのような方が入っておられましたか。

#### ○亀岡医療対策室長

昨年度、この決算が終わりまして、昨年は10月頃に年1回実績に基づきまして報告をさせていただいております。

メンバー的には厚生常任委員長をはじめ、各支所長、各公民館長を委員に入れております。

#### ○二宮分科会長

その他質疑はございませんか。

#### ○中村委員

診療車での診療対象と言いますか、どういう診療機器が積載されて、どのような診察が実際に行われておるのか、その概要がわかれば教えてください。

#### ○亀岡医療対策室長

これに基づいては、今までの診療所等とほとんど同じような機器が入ってるんですが、診療車を新しくしたことに對しまして当日検査ができたりですとか、新しい機器が入っておりますので、今

までの診療所とはより先進的など言いますか、車の中ではありますが、検査体制は充実したものができておると思っております。

#### ○中村委員

できておりますと言われても何ができとるかということを具体的に聞いておるわけで、そここのところをもっと説明していただいたらと思うんです。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時05分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時07分)

#### ○亀岡医療対策室長

検査につきましては、これまでは当日聞くことができなかつた血液検査についても当日聞くことができるようになっております。また、超音波検査、心電図検査も実施できるなど、医療サービスの向上ができております。しかし、レントゲン撮影につきましては施設基準等の関係で登載しておりません。

#### ○中村委員

血液検査とか超音波、心電図など、そこで当日検査してすぐ結果がわかるということで、診察を受ける人にとっては非常にいいわけですが、そこで異常というか問題ありというように判定された場合に、その後の精密検査などについてのフォローというものはやられておるのかどうか。それを通知するだけで、どうなるとかは追跡はしてないというか指導はしてないというのか、どんなでしょうかその辺は。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時09分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時09分)

#### ○亀岡医療対策室長

わかるものでしたら当日指導も行っておりまして、そこではできないものにおきましては野村病院等への通院等も指導しております。

また、診療車の電子カルテ、野村病院の電子カルテと直結しておりますので、そういったカルテも見えるようになっております。野村病院等で対応できないものにつきましては他の大きな病院等への紹介状といったことでも指導をしております。

#### ○中村委員

地域の人にとっては迷惑がられる人もおるかもしれませんが、異常が発見されたのであれば、その人に対して電話で、精密検査などはされましたかと、してくださいとかというような、その辺どこまでが市の仕事かどうかということになるとわかりにくいわけですが、親切心ということから言いますと、そういう電話での精密検査受診などについての勧告というか、勧奨というかそういうものはされておるんですか。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時11分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時12分)

#### ○亀岡医療対策室長

惣川地区におきましては週2回行っておりますので、次回に来られた折には必要な指導をしているようです。

また、緊急性を要するものにつきましては野村病院への入院を進めているようですが、本当に緊急性を要するものでしたら電話をすることもあるかと思いますが、必要なフォローを随時実施しておることになっております。

#### ○中村委員

こういう巡回診療車ができたことによって、城川でも、野村でもですけれども、診療所がそのまま放置されておると言ったら失礼ですけど、そのままになっておるわけですけど、その跡地利用については、これはどこが所管しておるのか私もわからんのですが、その跡地はどこが責任持って、市の財産なんだろうと思うんですけども、そこはどこが所管してどういうように利用するというか、建物を解体するというか、そういう具体的な何か長期プランみたいなものは持ち合わせておられるのでしょうか。

#### ○亀岡医療対策室長

跡地につきましては普通財産となっておりますので管財で持っておるんですが、地元で跡地利用についてもアンケート等とったりしたんですが、今のところこの2つの診療所につきましては、そのままの状態となっております。

#### ○二宮分科会長

私から1点お聞きしたいんですけども、この実績評価の最後のところにも今後廃止した診療所の代替として、改良を加えながらというご説明やったわけですけども、診療所の廃止だけではなく

て、高齢化の中で例えば生活交通バスがなかなか不便な地域もあるわけですよね。そういうところで、おひとり暮らしされている人とかいうところなんかも、可能であればコースに組み込むとかいうふうなことをしていただければ、巡回診療車を使ってるということに対してもっともっと効果が出るんじゃないかなと。また他市の議員からもそんなのがあるのかな、いいなあという話をよくいただきますんで、もっともっと有効利用ができればいいのかなと思うんですが、そういうところの検討についてはいかがでしょうか。

#### ○亀岡医療対策室長

移動診療車の導入当初から土居診療所等についても含めるような検討も進めておったところなんですけども、土居診療所につきましては、今人数の面からいって診療所で、まだ終わらすことができないということで今入ってはないんですが、他の地区へのエリアを広げることににつきましては医師会等との検討であったり、また医師の人数の問題というのも今後の検討は入ってまいります。そういったところは希望調査と言いますか、そういった要望がありましたら、そういったところの検討も含めていかなければならないとは考えてはいるんですが、今のところはそういう要望についてはまだ入っておりませんので、今後の検討だと考えております。

#### ○山岡医療対策部長

今の関連なんですけども、平成30年7月豪雨災害のときにも、避難所での血栓予防検診とか行ったわけですけど、そういったところでの活用とか、もともと災害時の対応については計画に入っておりましたので、まだ具体的などころではそういった事例しかありませんけども、今後も災害時に道路事情として可能であれば、そういった活用は両病院とも協力いただけるので、そういった形で活用していく考えでございます。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時17分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時18分)

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。



認定第1号「令和元年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」医療対策室所管分を認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時19分)

### 【市民病院・野村病院】

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時20分)

引き続き、西予市民病院・野村病院の所管に対しての審査を行います。

認定第11号「令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について」西予市民病院大塚事務長の説明を求めます。

### ○大塚西予市民病院事務長

認定第11号「令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について」西予市民病院分の決算につきましてご説明させていただきます。

決算書54ページをお開きください。

まず、令和元年度の事業概要を要点のみご報告いたします。

近年の医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、西予市民病院におきましては、内科、外科及び泌尿器科に加え、整形外科でも常勤医師を確保することができました。また、婦人科、皮膚科及び脳神経外科は、非常勤医師による診療を行いました。また、内科医師が毎週水曜日に松野中央診療所へ支援診療に出向くなど、南予地域におけるへき地医療の確保にも引き続き協力を行っております。

続いて、61ページをお開きください。

年間の業務量でございます。一番下の段、合計欄をご覧ください。

年間入院件数は3万6356件で、対前年度1.8%、674件の減となっておりますが、診療報酬では9027万4653円、8%の増加となっております。外来件数は4万7080件で、前年度比較で5.7%、2,524人の増、4511万1103円増加しております。入院・外来合わせて1億3538万5000円、8.1%増加の18億733万8017円となりました。

これは常勤の整形外科医を確保できたことにより、整形外科の診療報酬が対前年度比571.8%、2億8148万5312円増加したことによるものです。整形外科の増加分については61ページ右上の段に掲載されております。入院件数については100%増加という状況です。

続きまして、80ページをお開きください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入の病院事業収益の決算額ですが、対前年度3.9%、8595万5032円の増加、23億960万9387円となりました。内訳は第1項医業収益が7.7%、1億3757万9018円増加の19億1981万2819円、第2項医業外収益が16.1%、5325万408円増加の3億8365万7822円、第3項特別利益は94.5%、1億487万4394円減少し613万8746円でございます。

これに対し、支出の病院事業費用の決算額は、対前年度4.2%、1億17万1873円増の24億8288万7203円となりました。内訳は、第1項医業費用は5.6%、1億2449万7845円増の23億4361万5860円、第2項医業外費用は7.9%、998万2724円増の1億3686万9173円、第3項特別損失は93.5%、3430万8696円減の240万2170円でございます。前年度と比較しますと、収益は8595万5032円、3.9%の増加、費用は1億17万1873円、4.2%の増加となっております。

以上が、決算報告書の収入及び支出の款項の区分ごとの決算状況であり、全て消費税を含んだ決算額であります。消費税を含まない実質的な1年間の収支の状況については、次の損益計算書でご説明申し上げます。

82ページをお開きください。

損益計算書でございます。

まず1の医業収益ですが、入院収益12億1582万1238円、外来収益5億9151万6779円、その他医業収益1億667万1380円を合わせまして19億1400万9397円となっております。その他医業収益の主なものは、救急医療の確保に要する経費に伴う一般会計の繰入金、その他、室料差額収益、文書料、おむつ代などでございます。これまで説明いたしましたとおり、常勤整形外科医の確保により、対前年度7.7%、1億3675万9272円増加しています。

2の医業費用では、(1)の給与費から(6)の研究研修費まで、合計しますと23億1436万

7913円でございます。給与費が13億1370万542円となり、整形外科医をはじめ、職員数の増加等により、対前年度6.5%、8038万8918円の増加となりました。材料費は3億5007万9912円となり、患者数の増加等により、対前年度15.9%、4797万5204円の増となりました。経費は2億9100万3499円となり、対前年度2%、574万9383円の増加となりました。減価償却は3億5280万7483円となり、対前年度3.4%、1246万3612円の減となりました。主に、西予市民病院整備に伴う建物及び医療機器に係る費用でございます。これによりまして、医業収益と医業費用を差し引きますと4億35万8516円の営業損失を計上することとなりました。営業損失は、対前年度3.8%、1599万3548円減少しております。

続いて、3の医業外収益では、(1)の受取利息及び配当金から(7)事業所内保育・病児保育運営収益までの合計が3億8282万4216円です。

(2)の他会計補助金は、基礎年金拠出金公的負担に要する経費、医師確保対策に要する経費など、国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。(3)の補助金15万6000円ですが、当院の内科医師が松野町の国保診療所で派遣診療を行ったことに対する愛媛県へき地医療支援事業補助金です。(4)の負担金及び交付金9756万7569円ですが、企業債償還利子に要する経費をはじめ、リハビリテーション医療に要する経費、高度医療に要する経費など、国の基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。(5)の長期前受金戻入1億5042万5431円は、病院建設時に受け入れた補助金等を減価償却方法に合わせて収益化したものです。(6)その他医業外収益の内容としましては、売店の施設使用料や医師住宅の賃借料などです。(7)事業所内保育・病児保育運営収益につきましては、スマイル保育園の運営に係るものです。

4の医業外費用は、(1)の企業債の支払利息3898万7695円、(2)の長期前払消費税償却1534万5519円、控除対象外消費税として計上される雑支出5622万8581円、及び事業所内保育・病児保育運営費5015万3896円となっております。

3の医業外収益と4の医業外費用の差し引きが2億2210万8525円となり、医業収支での営業損失を合わせますと1億7824万9991円の経常損失となりました。経常損失を計上いたしましたが、前年

度と比較しますと、損失額は23.9%、5601万7056円の減少となっております。

続きまして、83ページ特別利益613万5491円ですが、対前年度94.5%、1億487万7649円減少しております。これは、前年度のその他特別利益に、退職給付金引当金超過負担分の戻入1億252万1000円という特殊な利益が計上されていたためであります。経常損失と特別利益、特別損失を合わせますと、令和元年度は1億7451万2556円の純損失を計上いたしました。これにより、当年度未処理欠損金は10億5546万6820円となりました。

1の医業収益から6の特別損失までの詳細につきましては、決算書90ページから92ページの収益費用明細書に掲載しておりますので後ほどお目通しください。

以上が、収益的収入及び支出並びに損益計算書に関する説明でございます。

続きまして、81ページにお戻りください。

最後に、資本的収入及び支出の決算についてご説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は、対前年度113.4%、7641万9443円増の1億4380万7176円となっております。内訳は、出資金280万円、第2項負担金及び交付金9760万7176円、第3項企業債4340万円であります。出資金は一般会計からの繰入金であり、その内訳は、奨学資金貸付制度に係る繰入金180万円、ふるさと応援基金を活用した繰入金100万円です。負担金及び交付金は、企業債償還金に係る一般会計からの繰入金でございます。企業債につきましては、医療機器の新規購入及び更新に係るものでございます。

次に、資本的支出につきましてご説明いたします。

第1款資本的支出の決算額は、対前年度105%、1億2224万5539円増の2億3870万4310円でございます。その内訳は、第1項建設改良費6609万4700円、第2項企業債償還金1億7080万9610円、第3項投資180万円であります。建設改良費は、医療機器の新規購入及び更新、企業債償還金は、主に市民病院建設に係るもので、投資は奨学資金貸付に係るものです。

これにより資本的収入が資本的支出に対して不足する額9489万7134円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填していたしております。

以上で、認定第11号「令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について」の内、西予市民病院分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

### ○松末野村病院事務長

引き続きまして、野村病院分についてご説明させていただきます。

決算書54ページをお開きください。

中ほどから下に野村病院分がありますが、令和元年度の要点のみをご報告させていただきます。

野村病院におきましても、医療を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。そのような中、当院におきましては、内科及び整形外科の常勤医師は確保できたものの、外科、眼科、皮膚科、耳鼻科、心療内科は、非常勤医師による診療を行いました。

令和元年度において、皮膚排せつ器や認定看護師特定研修修了者が1名増となり、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、疾病の重症化を防止しています。平成30年度から運用を開始しております移動診療車による巡回診療は、惣川、遊子川地区において140日稼働し、延べ929人の利用となりました。

続いて、55ページになりますが、当院に設置された愛媛大学地域医療学講座のサテライトセンターにおいて、地域医療を担う総合医等の育成を目的に128人の医学部学生を受け入れ、さらに年間を通して臨床研修医を受け入れており、9人が当院で地域医療について研修を行っております。

続いて、イの業務量でございます。

年間の入院患者数は3万5729人で、前年度比較5.2%、1,399人の減となりました。外来患者数は4万9170人で、前年度比較5%、2,608人の減となり、ここ数年は毎年減少傾向にあり、野村・城川地域の人口減少が主な要因と考えております。

次に、94ページの決算報告書をご覧ください。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、病院事業収益の決算額ですが16億8251万2647円となりました。前年度と比較しますと、収益は7169万7188円、4.1%の減となっております。内訳としまして、第1項医業収益13億4273万8799円となっており、前年度比較137万5272円の増となっております。第2項医業外収益3億3013万978円となっており、前年度比較1248万3473円の

増となっております。第3項特別利益964万2870円となっており、前年度比較8555万5933円の減となっております。これは、前年度まで収益として計上していた退職手当組合負担金の戻入が、経過措置終了により減額となったものでございます。

これに対し、支出の病院事業費用の決算額は16億8356万3563円となりました。費用の前年度比較は1755万9463円、1.1%の増となっております。

以上が、収益及び支出の決算状況であり、消費税を含んだ決算額でございます。消費税を含まない実質的な年間収支及び内訳につきましては、次の損益計算書でご説明申し上げます。

96ページをお開きください。

まず、1の医業収益ですが、入院収益8億4983万5882円、外来収益4億1674万8503円、その他医業収益7326万7388円を合わせまして、13億3985万1773円となっております。その他医業収益の主なものは、緊急医療の確保に要する経費に伴う一般会計からの繰入金、室料差額収益や予防接種、健康診断等の収益、つくし苑などの診療支援に伴う委託料などがございます。入院収益につきましては、入院患者数が減少したことに伴い、前年度比較1740万8085円、2%の減となっております。一方、外来収益では、外来患者数は減少したものの、単価が増加したことで、前年度比較1814万6991円、4.6%の増となっております。

続いて、2の医業費用につきましては、給与費から研究研修費までを合計しますと16億528万8457円で、前年度比較4807万4151円、3.1%の増となりました。金額増の主なものは、給与費が10億2419万1461円となり、退職手当負担金や手当などの増額により1441万1623円、1.4%の増となっております。材料費では2億2958万7619円となり、薬品費の増加により、前年度比較で3590万4190円、18.5%の増となっております。次に、経費では1億6356万2683円となり、前年度比較で94万7464円の減となりました。減価償却費では1億8360万3489円となっております。主に、野村病院の建物及び医療機器に係る費用でございます。これによりまして、医業収益から医業費用を差し引きますと2億6543万6684円の営業損失を計上することとなりました。

続きまして、3の医業外収益では、受取利息及び配当金からその他医業外収益までの合計が3億

2892万3836円でございます。まず、(2)の他会計補助金ですが4933万4284円となりました。これは、基礎年金拠出公的負担に要する経費、医師確保対策に要する経費など、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。次に、(4)負担金及び交付金ですが2億2046万7656円となりました。これは、企業債償還利子に要する経費をはじめ、リハビリテーション医療に要する経費、不採算地区病院の運営に要する経費、高度医療に要する経費、移動診療車に要する経費など、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。(5)長期前受金戻入3194万9855円につきましては、医療機器等を整備する際に受け入れた補助金等を減価償却方法に合わせて収益化したものでございます。(6)その他医業外収益2691万6605円の内容としましては、売店の施設使用料や医師住宅の負担金、つくし苑からの共用費用負担金などでございます。

次に、医業外費用であります。(1)支払利息及び企業債取扱諸費1750万9390円、(2)長期前払消費税償却1216万897円。控除対象外消費税として計上される(3)雑支出3390万6741円となっております。これにより、医業外収益と医療外費用の差し引きが2億6534万6808円の利益となり、医業収支での営業損失と合わせますと8万9876円の経常損失を計上することとなりました。

97ページの特別利益963万8633円、特別損失1142万8285円を合わせまして、当年度純損失が187万9528円となりました。前年度繰越利益剰余金5億8246万7714円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は5億8058万8186円となりました。

なお、医業収益から特別損失までの詳細につきましては、決算書104ページから106ページの収益明細書に掲載しております。

続きまして、95ページにお戻りください。

資本的収支についてご説明いたします。

1款資本的収入の決算額は1億2381万9723円でございます。内訳としまして、2項負担金及び交付金7901万9723円は、一般会計からの国の繰出基準に基づく企業債元金償還に係るものでございます。3項企業債448万円は、当年度借入額でございます。

次に、1款資本的支出の決算額は1億6685万6076円でございます。内訳につきましては、1項建設改良費4613万1820円、2項企業債償還金1億

2072万4256円であります。建設改良費は、医療機器等の新規購入及び更新、企業債償還は当年度償還高となっております。

これにより資本的収入が資本的支出に対して不足する額4303万6353円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上で、野村病院についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○二宮分科会長

大塚事務長、松末事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

## ○中村委員

野村病院では95ページで、企業債4480万円と企業債償還金で1億2000万円という数字が出ておりますよね。この企業債の引き受けは、どこが引き受けてくれておるんですか。金利などはどうなっておるんですか。

## ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時52分)

## ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時53分)

## ○松末野村病院事務長

決算書75ページをお開きください。

そこに野村病院の起債の借り入れの詳細が出ております。借入先は財務省になっております。95ページの支出で、今年度決算額1億2072万4256円でございますが、当年度の償還高のところの合計額がその数字になっておるかどうかと思います。利率については、右から2番目のところで、各起債における利率が出ておるところでございます。

## ○中村委員

利率を見ますと非常に差があるわけですが、これらについては、一番上の行であれば4.4%から一番下の0.002%と非常に幅があるわけですが、償還終期というのが令和4年や令和5年となっておるんですけど、非常に幅があるのにその有利な病院債が組めなかったというのは何か理由があるんですかね。

## ○松末野村病院事務長

その年度年度で利率が定められておりまして、その利率で起債を借りていくということになって

おります。この平成4年、平成5年当時は利率が高いということで、どこの起債を借りるか、病院事業でありますと過疎債を借りるか、病院事業債を借りるか、この2つが主な起債事業でありますので、その中で借りられるものを選択すると、この利率で借りるしかないということでございます。

#### ○中村委員

一番下のところで利率が空欄になつてるところでしょう。これは、借換未済となってるからですか、利率はどういうことですかね。どういう理由で利率がここに記載されてないんですかね。長期債借換未済となつてるからそういうことかと思うんですけど。

#### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時57分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後3時57分)

#### ○稲葉西予市民病院事務局係長

長期債借換未済の分ですが、実際に令和元年度に予定していた事業が2つあります。医療機器の関係と情報システムの関係がありまして、医療機器については事業が終わってるんですけど、情報システムの分につきましては、今年度に繰り越しをしております。その分の事業が完成した時点で、新たに償還表が作成されますので、そのときに利率が決まるというものになります。

#### ○中村委員

わかりました。

#### ○二宮分科会長

その他。

#### ○山本委員

81ページの支出の第3項の投資で、奨学金の貸付金180万円あるんですが、具体的には何人ぐらの奨学生に幾らぐらい貸し付けをされておるのでしょうか。

#### ○大塚西予市民病院事務長

奨学資金を現時点で貸与しておる方は4名、これまでの実績は6名、既に2人はご卒業されておるという状況であります。

既に卒業された2人は、それぞれ野村病院で勤務されております。

#### ○二宮分科会長

私から1点。野村病院で、今愛大のサテライトセンターということで、ずっと事業を行っておる

んですけども、そこで研修医を受け入れてという説明があったんですが、このサテライトセンターの研修医からの医師確保につながるような今までの実績みたいなものはあるのでしょうか。

#### ○松末野村病院事務長

以前サテライトセンターにおいて、研修医として野村病院で研修をされた医師が、現在常勤ではないんですけど、非常勤で週2回野村病院に来て診療を行っているというような実績はございます。

#### ○山岡医療介護部長

今の点補足と一部修正さしてもらったと思います。

現在勤めていただいております常勤の笠井先生につきましては、研修医で来ていただいた先生でございます。その他にもサテライトセンターがあることで、地域医療ということで、これは決算とはちょっと違いますけど、今年度来てもらってる先生の内、ほとんどがそういった関係の方あるいは、自治医の関係の方ということで、そういった面では非常に繋がっているというふうに考えております。

#### ○二宮分科会長

せっかくサテライトセンターというシステムがあるわけなので、来ていただいた研修医の先生にいい環境で勉強していただいて、ぜひ西予市の医師確保につながればと思いますので、また引き続きお願いしたいと思います。

その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

認定第11号「令和元年度西予市病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時01分)

#### 【つくし苑】

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時02分)

引き続きつくし苑の審査を行います。

認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」岩本事務長の説明を求めます。

### ○岩本つくし苑事務長

認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」ご説明をさせていただきます。

決算書126ページをお開きください。

つくし苑では、市民が住み慣れた地域で安心して最後まで過ごせるよう温かいケアを提供するとともに、利用者の方が、在宅での生活を支援できるように、在宅復帰支援や在宅療養支援に力を入れております。また、令和元年度は、8月から相談員を2名から3名に増員し、100床あるベッドの平均稼働率を年間85%以上となることを目標に利用者増に取り組みました。その結果、4月から7月の平均稼働率72.7%に対しまして、8月から3月は85.3%と大幅に増加することとなりました。

具体的には、令和元年度の業務量ですが、年間施設入所延利用者数は2万6989人、対前年度1,066人増です。短期入所延利用者数は2,705人、対前年度比111人増、合わせて1日平均81.1人、前年度は78.1人です。通所延利用者数は7,049人、対前年度639人増、1日平均22.7人、前年度は21.7人となりました。

112ページをお開きください。

決算報告書についてご説明をいたします。なお、決算報告書につきましては、消費税込みの金額になります。

まず、(1)収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

収入の施設事業収益の決算額は5億683万3432円となり、前年度と比較して約0.3%、1657万2003円の減収となりました。これは、一般会計繰入金の減と特別利益の減が主な要因となっております。

一方、支出の施設事業費用の決算額は5億1829万4545円となり、前年度と比較して約0.7%、372万306円の減額となりました。主な要因は、5年間にわたって退職給付引当金を計上していたものが終了したためです。

次に、114ページをお開きください。

資本的収入につきましては4728万3653円となっており、市からの繰入金を計上し、資本的支出につきましては、建設改良費と企業債償還元金の合計で4825万9543円支出しております。

続きまして、116ページをお開きください。

損益計算書をご説明いたします。なお、金額につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1. 施設運営事業収益は、介護給付費が主なものであり、前年度比2642万6834円の増収で4億5569万695円となっております。それに対しまして、2. 施設運営事業費用では、前年度比941万1132円増額の5億129万9816円となり、差し引き4543万9121円の営業損失となりました。主な要因といたしましては、事業収益においては、介護給付金が入所者増に伴い伸びたことと、費用については、在庫管理方法の見直し等により療養材料の増加抑制に努めたのが主な原因であります。

3. 施設運営事業外収益は、一般会計からの補助金など3496万3896円です。前年度と比較して約11.9%、470万4447円の減収となりました。

4. 施設運営事業外費用は、企業債償還利息及び雑支出など1688万1582円となり、経常損失は2735万6807円となりました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は3994万9022円となります。

121ページをお開きください。

貸借対照表についてご説明をいたします。

資産の部、1. 固定資産は、(1)有形固定資産と(2)無形固定資産と合わせて11億927万7584円となり、2. 流動資産は、現金及び預金、未収金で1億4354万3967円となりました。未収金の主なものは、介護報酬等未収金が6337万5403円、利用者負担金未収金が1024万4125円です。資産合計は12億5282万1551円となりました。

122ページをお開きください。

負債の部は、3. 固定負債は7億8047万4339円、4. 流動負債は9108万9314円、5. 繰延収益は2億4574万8829円となり、負債合計は11億1731万2482円となりました。

資本の部、6. 資本金で1億7545万8091円。

7. 剰余金は、利益剰余金合計がマイナス3994万9022円となりました。資本合計は1億3550万9069円、資産合計イコール負債資本合計となるた

め、資産の合計及び負債資本合計は、ともに12億5282万1551円となりました。

125ページ以降は、決算附属書類をつけておりますので後ほどご確認をお願いします。

つくし苑では、今後とも関係機関と緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上で、認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○二宮分科会長

岩本事務長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○中村委員

129ページの業務量なんですけど、ここで先ほど説明ありましたように、ベッド数の稼働率85%以上を目標に努力をして、結果として増加したということで非常にいい傾向かなと思っておりますが、現有施設の規模から見て、ここの入所、短期入所、通所と分けてありますけれども、それぞれ職員の数にも影響するわけですけども、定員というものはあるんでしょうか。あるとすればどういう数字なんでしょうか。

### ○岩本つくし苑事務局長

入所については100床ありまして、その部分の先ほど言います85%というのを目標にやっていますということです。それから通所につきましては35名の定員があります。

### ○中村委員

そうすると、100床あるから100床満床するということはないと思いますけれども、これに対して73.7人と短期7.4人、合計で81.1人ということになると残りが19床ぐらいあると。これは通常考えて、この数字はどういうように考えたらいいか、要するにつくし苑に入りたいという待っている人がおられるのかどうか私もわからないんですけども、そういうことを考えたときに、19床ぐらい空いとるということとの兼ね合いで、その辺実態はどうなっておるのかなとは思っていますのでお尋ねします。

### ○岩本つくし苑事務局長

100床に対して現在81.1人ということですが、まだ需要もありますし、これからどんどん伸ばしていく予定で考えております。

こちらは決算になりますが、今年度につきましては、まだ増加傾向ということで増やしておりますし、どんどんと相談員を今から人数を増やしていくって、この100床に近づけていくということを考えたいと思います。

それで、ここの今の数字なんですけども、81.1人という数字があるわけなんですけど、例えば1日に置きかえまして、1日の終わりが81人としましても、例えばその日の内に、午前中5人入りまして、5人出るということで81人になるということで、実質のところは81人となつとるんですけど、ベッドの稼働率は実際は86人というふうになっております。実際上に上がりますと100床が限界でございますので、そこにできるだけ近づけていきたいというふうを考えております。

### ○二宮分科会長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時17分)

### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時17分)

### ○中村委員

ここのつくし苑に入りたいという希望の方もたくさんおられるんじゃないかと思いますが、そういう方に対して、誰でも受け入れるというわけにはいかないので、審査会などが開かれておると思いますが、待ちの人がどの程度おられるのか、審査会にかけてほしいという形で申し出がある人が、例えば日によって、週によって違うと思いますけれども、審査会のときに上がってくる平均的な件数、そういうものを全て認めるわけじゃないけれども、待ちの人がどの程度おるのかなというのがちょっと素朴な疑問がありますので教えていただいたらと思うんですが。

### ○岩本つくし苑事務局長

毎週1回、原則火曜日に判定会議を行いますので、厳正に審査しまして、可能な人、残念ながら落ちる方もいらっしゃいます。

もちろんそれ以外に緊急入所につきましては、判定会議にかけられることもできませんので、相談を受けて緊急に入れるということも行っております。お客様の需要にできるだけ応えるように対応しておるところです。

それから、待機なんですけども、今年9月1日現在で、入所希望者、申し込み書を書いとる人が23人いらっしゃいます。23人いらっしゃって、順次、空きがあって判定会議にかけていって入れているような状況でございます。

これ決算ですので、参考になるかどうかわかりませんがお答えをさせていただきます。

#### ○二宮分科会長

他に質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時20分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時21分)

他、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

認定第12号「令和元年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮分科会長

挙手全員でございます。当分科会としては、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時22分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後4時46分)

9時からの決算審査お疲れさまでした。

今後におきましては、10月1日、特別委員会の全体会がありますので、そこで厚生分科会としての提言を發表させていただくんですけども、その何を提言に出すかということで、昨年の資料を確認しながらご検討いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時47分)

#### ○二宮分科会長

再開を告げる。(再開 午後5時36分)

今、それぞれ提言内容についてご検討いただきましたけれども、昨年の提言を踏まえて、人権対策課の住宅新築資金等貸付事業、市民課のマイナンバーカード交付事業、国民健康保険特別会計、環境衛生課については、可燃ごみ処理委託事業、健康づくり推進課では予防接種事業とがん検診等事業、温泉巡回バス事業、福祉課については、障

害者総合支援給付事業とせいよチャレンジ・スペース整備事業のなごみかんの活用について、医療対策室の巡回診療車の活用について、以上10項目を分科会からの提言項目としたいと思いますので、またまとめまして、それぞれの委員にはタブレットに配信したいと思いますので、それによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮分科会長

それではその方向で進めさせていただきます。

#### ○和氣副分科会長

閉会を告げる。

閉会 午後5時37分

署名

西予市決算審査特別委員会厚生分科会長